

第一百九十八回
国際会

参議院経済産業委員会会議録第十三号

(二六四)

令和元年六月十三日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十一日

辞任

山口 和之君

大門実紀史君

六月十二日

辞任

吉川ゆうみ君

木戸口英司君

六月十三日

辞任

磯崎 仁彦君

徳茂 雅之君

丸川 珠代君

辰巳孝太郎君

補欠選任
北村 経夫君
徳茂 雅之君
松川 るい君
石上 俊雄君補欠選任
石井 章君
辰巳孝太郎君
周司君補欠選任
足立 敏之君
宮本 周司君
元榮太一郎君
武田 良介君國務大臣
(内閣府特命担当大臣)
政府特別補佐人
公正取引委員会
委員長

國務大臣

辰巳孝太郎君

岩瀬 友君

武田 良介君

宮腰 光寛君

山口 秀樹君

杉本 和行君

事務局側
常任委員会専門
員

政府参考人

公正取引委員会

事務総局

経済取引局

引務局

公正取引委員会

事務局審査会

公正取引委員会

事務局審査会

公正取引委員会

事務局審査会

公正取引委員会

事務局審査会

○委員長(浜野喜史君) 本日の会議に付した案件
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○政府参考人の出席要求に関する件
○委員長(浜野喜史君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、山口和之君、大門実紀史君、木戸口英司君、こやり隆史君、吉川ゆうみ君及び宮本元榮太一郎君が委員を辞任され、その補欠として石井章君、辰巳孝太郎君、石上俊雄君、北村経夫君、松川るい君及び徳茂雅之君が選任されました。
また、本日、丸川珠代君が委員を辞任され、その補欠として元榮太一郎君が選任されました。○委員長(浜野喜史君) 理事の補欠選任を行います。
去る十一日の本委員会におきまして、一名の理事につきましては、後日、委員長が指名することとなつておりましたので、本日、理事に石井章君を指名いたします。
○委員長(浜野喜史君) 理事の補欠選任を行います。
去る十一日の本委員会におきまして、一名の理事につきましては、後日、委員長が指名することとなつておりましたので、本日、理事に石井章君を指名いたします。
○委員長(浜野喜史君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
本日は、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。参考人は、JXTG Gホールディングス株式会社取締役副社長執行役員川田順一君、一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長浦郷由季君及び早稲田大学法学学術院教授土田和博君でございます。
この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。
本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
次に、議事の進め方について申し上げます。
まず、川田参考人、浦郷参考人、土田参考人の順にお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと思います。
また、御発言の際は、拳手をしていただき、その都度、委員長の許可を得ることとなつておりますので、御承知ください。
なお、御発言は着席のままで結構でございます。
それでは、まず川田参考人からお願いいたします。
○参考人(川田順一君) 私、経團連で競争法部会長を務めておりますJXTGホールディングス副社長の川田でございます。本日はこのような意見陳述の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。
○参考人(川田順一君) 私から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、本法案に賛成の立場から経團連の考え方を御説明申し上げたいと存じます。
初めに、本法案に対する意見を申し上げます前に、経團連いたしまして、法令遵守に対する基本的なスタンスを御説明申し上げたいと存じます。

経団連では、一九九一年に企業行動憲章を定めまして、その前段におきまして、企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値及び雇用の創出と自律的な責任ある行動を通じて持続可能な社会の実現を牽引する役割を担うとしており、その実現のための原則といたしまして、公正かつ自由な競争並びに適正な取引、責任ある調達を行う、また、経営トップは、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に本憲章の精神の実現を周知徹底を図る、そして、万一、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生したときには、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たすと宣言しております。

以上の経団連のスタンスを御理解いただきました上で、本法案に関する私どもの考え方を御説明申し上げます。

まず、本法案におきましては、事業者と公正取引委員会による協力型の事件処理の実現が図られております。独占禁止法違反被疑事件に関しましては、早期に実態解明を行い、速やかに事案の解決を図ることが公正取引委員会、事業者双方にとって有益であると存じます。

そのためには、従前のような、調査をする公正取引委員会と調査を受ける事業者とが相対立て、また時間を掛けて解明を行うのではなく、事業者自らが責任を持つて調査あるいは証拠収集等を行い、公正取引委員会と協力して早期に解決を行ふ、このようないき方を創設することが必要であると考えております。

この観点から、経団連といたしましては、公正取引委員会との議論の中で、事業者にとって調査に協力するインセンティブがより付与されるような制度設計を要望していたところでございますが、本法案はこのような我々の考えに即したものとなつております、その内容に賛同いたいと存じます。

また、協力型の事件処理を有効に機能させるものとしまして、弁護士・依頼者間密匿特権制度が

導入される予定でございます。同制度に関しましても、従来から私どもが要望していたものでございまして、その創設を歓迎いたしたいと存じます。

以上、本法案賛成を申し上げました上で、本日は、課徴金制度の見直し及び弁護士・依頼者間密匿特権につきまして、要望も含めまして若干の補足の意見を申し上げたいと存じます。

まず、課徴金制度についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、協力型の課徴金減免制度の導入は私どもからも具体的に提言したところでございまして、積極的に評価させていただいております。単に申請順位だけでなく、申請後の調査への協力度合いに応じた課徴金の減免が受けられることによりまして、減免申請後の調査に対する事業者の協力が促進されると考えております。

他方、この協力型の課徴金減免制度に関しましては、協力度合いをどう評価するのかという課題が残されております。これに関しまして、経団連といたしましては、かねてより、予見可能性、透明性、公平性の確保が重要と申し上げてまいりました。

どのようなものを証拠として提出し、どのようないき方を行えば、どの程度の減免が受けられるのか、これらが明らかになることによりまして、事業者として行うべき調査の手法や対象が明確となり、事業者が積極的かつ早期に効率的に調査、実態解明に乗り出しやすくなると考えております。

本法案が成立した後、事業者の協力度合いの具体的な評価方法等につきましてガイドラインが制定されると承知しておりますが、事業者がより積極的に調査に協力できるように、課徴金制度の制度設計、特に証拠の評価やそれに基づく減算率の決定に關しましては、衆議院の附帯決議にもありますとおり、是非とも分かりやすく、事業者の予測可能性の確保に資する内容としていただきたいと存じます。

本法案が成立した後、事業者の協力度合いの具體的な評価方法等につきましてガイドラインが制定されると承知しておりますが、事業者がより積極的に調査に協力できるように、課徴金制度の制度設計、特に証拠の評価やそれに基づく減算率の決定に關しましては、衆議院の附帯決議にもありますとおり、是非とも分かりやすく、事業者の予測可能性の確保に資する内容としていただきたいと存じます。

ようお願い申し上げます。

次に、密匿特権につきまして申し上げます。

が、密匿特権に該当すると主張する事業者の還付請求を拒否する旨の決定を行った際には、事業者

は、その決定につき、行政事件訴訟法の規定によら弁護士に相談するニーズは今以上に高まるものと考えております。その際、弁護士との間の相談の内容の秘密が保障されなければ、事業者が

弁護士に相談することをためらい、結果として調査への協力が進まない可能性がございます。密匿特権制度は、事業者が法律専門家の助言を得ながら主体的に公正取引委員会と協力して実態解明を行い、早期の事件解決を行うための制度でございまして、協力型の事件処理に不可欠な仕組みと申せます。

また、国際的なカルテル事案等におきまして、他国で密匿特権の対象となっている事項が日本ではその対象ではないとされますが、国際的な日本の競争法制度の信頼を損ねる結果となる懸念がござります。

今回、相談・回答文書に含まれる事実が唯一の証拠となる場合であっても、弁護士の評価整理が介在するものは制度の対象となる旨の整理をいたしました。これは諸外国の制度と比較して遙かにやさしい形で明確化していただきたいと存じます。

二点目は、密匿特権の対象物件の範囲でございます。

二点目は、密匿特権の対象物件の範囲でございました。是非この見解を海外当局や実務家にだきました。是非この見解を海外当局や実務家に

分かりやすい形で明確化していただきたいと存じます。

二点目は、密匿特権の対象物件の範囲でございました。是非この見解を海外当局や実務家に

由な競争環境を整備し、事業者間での競争を促すことが不可欠でございます。

他方、グローバル化、デジタル化が加速する中で、競争政策の在り方をめぐつても様々な変化や新しい課題が生じております。国際基準に劣らない競争制度を整え、グローバル化、デジタル化に対応しつつ、公正、自由な競争を一層促進する観点からも、法案の早期の成立をお願いいたしたいと存じます。

私からは以上でございます。

○委員長(近野喜史君) ありがとうございます。

次に、浦郷参考人にお願いいたします。浦郷参

考人。

○参考人(浦郷由季君) 一般社団法人全国消費者

団体連絡会事務局長の浦郷由季でございます。

本日は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の御審議に際し、意見を申し述べる機会をいただきましたことを御申し上げます。

この意見を申し述べるに当たりまして、まずは、私たち全国消費者団体連絡会、全国消連について御説明させていただきます。

全国消連は、一九五六年に設立された消費者団体の全国的な連絡組織です。二〇一三年に一般社団法人に移行し、消費者の権利の実現と暮らしの向上、消費者団体の活動の活性化と消費者運動の発展に寄与することを目的として活動しています。この活動の一環としまして、消費者問題、食の安全、表示、環境、エネルギー等、暮らしに関わる様々なテーマについて、国の審議会への参加やパブリックコメントでの意見の提出などを通じて、消費者の立場からの意見発信を進めています。

今回の独占禁止法改正法案について言えば、一昨年、二〇一七年四月に公表された独占禁止法研究会報告書の提言を受けて検討が進められたものと承知しております。そして、この報告書の公表に際して実施された意見募集において、全国消連

連として独占禁止法の強化を求める意見を提出しております。また、本年三月、今回の独占禁止法改

正法案が閣議決定された際にも、独占禁止法改

正を求める意見を提出しております。

このように、今回の独占禁止法改正法案につい

て、消費者の利益の確保を求める立場から私たち

の意見を申し述べてきたところです。

本日は、今申し述べました意見の内容に沿ってお話をさせていただきます。

まず、独占禁止法に対する基本的な認識を申し上げます。

独占禁止法とは、市場における公正で自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益の確保と経済の健全な発達を促進することを目的とする法律です。現に、独占禁止法違反行為によって生じる価格の引上げやサービスの低下等によって被害を受けるのは消費者、国民です。そのため、独占禁止法は消費者の利益を守る重要な法律であると考えています。

次に、今回の独占禁止法改正法案に対する意見を申し述べます。

まず、改正法案では、課徴金の算定期間の上限を三年から十年に延長したり、現行法では課徴金を課すことができない、いわゆる談合金など違反行為により生じた不当利得について算定基礎に追加するなど、違反行為を行った事業者が相応の課徴金を支払うことになるよう、課徴金制度の見直しが行われています。

独占禁止法違反行為とは、日本の経済、市場に悪影響を与えるのみならず、消費者の利益を損なうものです。そのような行為によって事業者によ

るやり得を許してしまったような制度のままであると違反行為の抑止効果が発揮されないことにもなります。そのような観点からすれば、改正法案に

法典では実現に至らなかつた点もあると承知しております。より適切な課徴金制度のために改善すべき点があるとすれば、その改善に向けた対応が今後も必要と考えます。

また、改正法案では、課徴金減免制度の機能を拡充することとしています。

カルテル、談合といった事件は基本的に密室において行われており、違反事実の発見や真相解明が容易でないと思われます。そこで、違反事実を自ら報告してきた事業者に対する措置を免除あるいは課徴金を減額することによって、実態解明を促進し、違反行為の防止を図るという観点から、

課徴金減免制度が導入されたと承知しております。

しかししながら、現行の課徴金減免制度では、調査への協力度合いが課徴金の算定に反映されないため、事業者の調査協力インセンティブが不十分であり、事業者から事実の報告や資料の提出を十分に受けられていないとの問題が生じているとも承知しています。

改正法案が実現すれば、公正取引委員会による調査への協力度合いに応じて事業者に課される課徴金の減算率が算定されることとなります。この新たな課徴金減免制度によって、しっかりと調査に協力した事業者はほど課徴金が減額されるようになります。これにより、事件の真相解明が進みます。これにより、事件の真相解明や違反状態の解消が迅速的、効率的に行われるこれが期待されますので、結果として消費者の被害回復や利益確保につながるものであると評価しております。

次に、改正法案とともに議論されていた、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権への対応について申し述べます。

今回、公正取引委員会は、新たな課徴金減免制度をより機能させるといった観点から、カルテル、談合といった不当な取引制限の行政調査手続を対象に、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書に審査官がアクセス

しないものとする制度、つまり、いわゆる秘匿特権、これを導入することとしています。

私たちとしては、改正法案に合わせてこのよう

な制度を導入することには慎重であるべきとの立場ですが、仮に導入されるとても、その範囲が

拡大することとしています。

カルテル、談合の不当な取引制限以外に拡大することについては懸念があります。

例えば、独占禁止法の違反行為類型の一つに

は、自社の商品が実際の商品よりも良いものであ

ると相手に誤解させて契約を結ばせようとする行為がありますが、独占禁止法以外にも、様々な消

費者関連法、これは景品表示法や特定商取引法などになりますが、これらにおいても似た規制があ

ります。そのような消費者関連法に基づく調査を行政が行う際、顧客勧誘マニュアルなど違反行為を立証するために重要な証拠となり得る文書について、事業者が、当該文書は独占禁止法に関する調査実務に支障が生じ、消費者利益が損なわれてしまうことが懸念されます。消費者団体としては、景品表示法や特定商取引法の執行はまだまだ特権で保護されているという旨を主張して開示を拒むおそれがあります。

このように秘匿特権が濫用され、事業者が調査に協力しない、また事業者から証拠を得られにくくなるといったことがあれば、消費者団体などによる調査実務に支障が生じ、消費者利益が損なわれてしまうことが懸念されます。消費者団体としては、景品表示法や特定商取引法の執行はまだまだ不十分と捉えており、更なる執行力の強化を求めております。そのため、制度の拡大を検討する際には、他法令の執行に影響を及ぼすことがないよう慎重な検討が必要と考えております。

これまでの改正法案の議論においては、ややもすると秘匿特権が論点になりがちでしたが、消費者団体としては、今回の独占禁止法改正の眼目は課徴金制度の見直しであると認識しています。この秘匿特権に関する議論によりて昨年の通常国会において改正法案提出が見送られていますが、この間も大きなカルテル、談合事件などが続いております。消費者利益の保護を図るためにも、是非この国会の場で十分な御審議をいただきまして、

一日も早い成立を消費者団体として心から願つております。

最後に、重ねて今国会での成立をお願いいたしまして、私からの意見表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(浜野喜史君) ありがとうございます。

次に、土田参考人にお願いいたします。土田参考人。

○参考人(土田和博君) おはようございます。早稲田大学で経済法、独占禁止法を担当しております土田と申します。

本日は、独占禁止法改正案につきまして意見を述べる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。時間が限られておりますので、早速ですけれども、管見を述べさせていただきたいたいと思います。

今回の独占禁止法改正案は、課徴金制度導入から四十年以上、不当な取引制限に対する課徴金の算定率を引き上げ課徴金減免制度を導入した二〇〇五年の改正から数えますと十四年が経過して、現れてきました様々な問題に対応して独禁法の違反抑止要な改正であると考えております。

結論を先に申しますと、このような改正案は、多少積み残しとなる課題もありますけれども、現れてきました種々な問題に対応して独禁法の違反抑止力を強化しようとするものであります。基本的に賛成いたします。

以下三点、その理由を述べたいと思います。

まず第一に、二〇一七年四月に公表されました独占禁止法研究会報告書は、課徴金制度や課徴金減免制度をめぐる問題を洗い出しまして対応を必要とするものを指摘したわけですけれども、そのうちかなりの項目が今回の改正案に盛り込まれているということです。

改正案は、不当な経済的利得さえ徴収できていない場合に対応するため、課徴金の算定期間を十一年に延長するとともに、業種別算定期率を廃止したり、談合金ですか下請として仕事をする形で不

当に得た協力金を算定期率に含めたりしております。

また、改正案は、調査協力度合いに応じて課徴金を減額する一方、他の事業者に対して資料を隠蔽させるなどした場合に課徴金を増額することとして、調査協力へのインセンティブを高め、あるいは調査妨害を行わないよう動機付けることとしております。

さらに、企業グループ単位での事業活動が増えているという事から、グループ単位で違反の繰り返しを認定したり、不当な取引制限の禁止に違反した親会社に売上げがない場合でも、完全子会社が親会社からの指示を受けて販売していた場合等に親会社に課徴金を賦課できるようにしたりしています。

これらはいずれも、二〇一七年の報告書が求めていた事項に改正案が対応しているものでございます。

他方、国際市場分割協定に対する課徴金、外国の競争当局が制裁金等の算定期率を基に定められたものでは、通常の事業活動ではないカカルテルといふ違法行為の利益率とは無関係であります。したがって、これを廃止するということにも合理性があると考

えます。

違反抑止のためには不当な経済的利得を上回る方向で一段ギアを引き上げるというものだと思いま

す。そのためには課徴金を課すことと課徴金を減算することが理論的には必要になりますけれども、先ほど申しましたように、これまで不当な経済的利得さえ徴収できない場合があつた

わけであります。その典型例は、五年、十年と続

く反したカカルテルであつても三年分の売上額をベース

に定めることによりまして違反抑止に必要な課徴金を課すことができるようにしております。

また、現行の小売業の算定期率三%、卸売業の算定期率二%というのは、通常の事業活動によつて得られる売上高営業利益率を基に定められたもので、通常の事業活動ではないカカルテルといふ違法行為の利益率とは無関係であります。したがって、これが課徴金を課せることとするといったよう

なことは、報告書が求めているものでありますけれども、今回の改正案には盛り込まれていらないわけでもござります。

このように、二〇一七年の報告書が指摘している項目で改正案に取り入れられたものとそうでないものとがあるわけですから、報告書が指摘しました相当多数の項目が改正案に取り入れられました。事業者が発注者と契約をして売上げが生じたときに、課徴金はその事業者に課されるだけでござりますけれども、改正案は入札談合に参加しまして受注予定者が受注できるように協力をしまつた事業者が発注者と契約をして売上げが生じたときに、課徴金はその事業者に課されるだけでござりますけれども、改正案は入札談合に参加しまして受注予定者が受注できるように協力をしまつた事業者が発注者と契約をして売上げが生じたときに、課徴金はその事業者に課されるだけでござりますけれども、改正案は入札談合に参加しまして受注予定者が受注できるように協力をしまつた事業者が発注者と契約をして売上げが生じたときに、課徴金はその事業者に課されるだけでござりますけれども、改正案は入札談合に参加しまして受注予定者が受注できるように協力をしまつた事業者が発注者と契約をして売上げが生じたときに、課徴金はその事業者に課されるだけでござります。

さらに、カカルテルの一種であります入札談合の場合、現行法では、談合によって受注予定者に決まりました事業者が発注者と契約をして売上げが生じたときに、課徴金はその事業者に課されるだけでござりますけれども、改正案は入札談合に参加しまして受注予定者が受注できるように協力をしまつた事業者が発注者と契約をして売上げが生じたときに、課徴金はその事業者に課されるだけでござります。

第三に、弁護士・依頼者間通信秘密保護制度の取扱いについてでございます。

これは、弁護士・依頼者間密匿特権、あるいは長いので単に密匿特権とも申しますけれども、この言葉はややミスリーディングであります。実は、弁護士ではなく依頼者の利益を保護する制度的保障であります。

これにつきましては、一年前の報告書では、密匿特権は、課徴金減免制度の利用を促す観点から、公取委の運用で、新たな課徴金減免制度の利用に関する依頼者と弁護士のコミュニケーションに限定して配慮することが適切であるとされていました。この点、今回の改正案は、調査協力度合

これに対しまして、今回の改正案が成立した場合には、公取委の運用ではなく、公取委を拘束する規則に明記することとし、またリエンシード制度を利用することとし、またリエンシード制度を確保するという観点だけではなくて、適正手続を確保することによりまして、課徴金の減免を申請しない事業者についても通信の秘密を保障することとしたわけで、報告書によりは手厚い手続保障になつていてると思います。

しかし、秘匿特権は規則ではなくて法律に書くべきだという御議論もあるかと思います。この点につきましては、仮に法律に規定するとしましたならば、いろんなことを書き込む必要が出てくるように思います。例えば、そもそも依頼者は正確には誰のことか、対象物件の範囲はどうなものか、弁護士には社内弁護士を含むのか等々、細かな点を詰める必要があると思います。

また、仮に法律に規定を設けるとしますと、単に依頼者が弁護士との交信の一部を国などに対して秘匿できるということだけではなくて、どのような場合に依頼者が秘匿特権を放棄したと認められるか、あるいはかかる場合に秘匿特権が認められない例外に当たるかということも書き込まざるを得ないかと思います。そのことを強調しておきたいと思います。

この秘匿特権と言われるものは、主に英米等の判例法で、判例の積み重ねでルールが形成されてきましたものであります。したがいまして、国によりましてその内容は完全に同じではありませんけれども、今も申しましたように、秘匿特権の放棄ですかと秘匿特権が認められない例外も秘匿特権に関するルールを構成しているわけでござります。

多少具体的に申しますと、秘匿特権をどのよう

な場合に放棄したと考えられるかにつきましては、依頼者が対象物件を開示することに同意した場合だけではなく、依頼者が故意又は自発的に対象物件を開示するなど秘匿と矛盾した行動を取った場合には秘匿特権を放棄したものとされるのが

一般的でございます。

また、秘匿特権の例外なし限界につきましては、犯罪・詐欺例外、お手元に資料が行つてあるかと思いますけれども、クライム・フロード・イグゼンプションというふうに書いてしまいましたけれども、これは、クライム・フロード・イグゼンプションではなくてイクセプションの間違いでございます。失礼しました。犯罪・詐欺例外というものがございます。

これは、過去に行われた被疑行為に関する文書は秘匿特権の対象になりますけれども、現在行われている違反行為あるいは将来行われる可能性のある違反に対する通信は秘匿特権の対象にならないというものです。要するに、現在違反行為が行われているならば弁護士さんはそれをやめさせなければならないわけで、それにもかかわらず違反行為を継続させるというような助言をした場合には、それは秘匿特権の対象とならないわけでございます。

以上言いました点、今申しました点は、言い換えますと、事業者の手続保障と公正取引委員会の実態解明機能の確保は互いにバランスの取れたものでなければならないと言えるわけで、そのような観点からいたしますと、具体的に何をどのように規定すべきか、改正に至るまでのプロセスにおいては表立っては議論されることはほとんどなかつたと承知しております。

そのようなわけで、法律に書くということに対するためには議論が残念ながら不十分なのであります。したがいまして、國によれば、今も申しましたように、秘匿特権の放棄ですかと秘匿特権が認められない例外も秘匿特権に関するルールを構成しているわけでございます。

まとめますと、第一に、この改正の出発点ともいうべき二〇一七年の報告書が求めていた事項の相当多くのものが改正案に反映されているということ、第二に、独禁法の違反抑止力を一層強化する方向の改正案であるということ、第三に、現状では提案される秘匿特権の取扱いに合理性が認め

られるということから、私は、この改正案に賛成するものでございます。

○委員長(浜野喜史君) ありがとうございます。

以上でございます。これまで参考人の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑及び答弁は着席のまま結構でございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤啓君 自由民主党の佐藤啓でございます。

本日は、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

ただいま感謝を申し上げたいと思います。

それでは、初めに川田参考人に伺います。

今般の独禁法の改正案の主な内容は課徴金制度

の見直しでございますけれども、その中で、調査

協力減算制度ということで、事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなくて協力をしてこの

独禁法の違反行為を摘発し、正していくという意

味で、目新しい制度ということになると思います

けれども、参考人の御説明の中でも協力型の事件

処理というような言葉が用いられておりましたけ

れども、経済界の要望に沿つた制度ではないかな

との印象を受けました。

この新たな調査協力減算制度によって事業者の

行動に何らかの変化が生じるのかどうか、また、

変化が生じるとすればどのような変化があると考

えられるのか、お伺いをいたします。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

私から御回答を申し上げます。

まず申し上げたいのは、現在におきまして事業

者といいますのは、CSRの観点あるいはESG

の観点から、法令違反行為、これを未然に防止す

るということは非常に大きな課題になつております。

して、それについて経営としては社内における徹

底をしているということです。

その中で、その法令遵守、違反未然防止を図るためにいたしました、違法教育でありました

あるいは違法点検でありましたり、あるいは内部通報制度の充実でありましたり、内部監査の充実であるということをやつております。

万一一、違反行為が見付かった場合、これは、先ほど申し上げたようなESGあるいはCSRの観

点から速やかに解明をするというのは、これは経営者の新たな役割でありますし、責務であろうかと存じます。

今回の改正でございますけれども、減免が調査協力度合いによりましてかなり大きくなるという

ことから、先ほど申し上げたような未然防止のためのまずは違法点検を今以上に強力にやつていく必要があるだろうと、それから内部監査につきましてもより以上に充実させる、そういうことに

よつて、まず違反行為が社内あるいはグループ会社内にあるかないかという調査、それを相当進めています。

今回の改正でございますけれども、減免が調査協力度合いによりましてかなり大きくなるという

ことから、先ほど申し上げたような未然防止のためのまずは違法点検を今以上に強力にやつしていく必要があるだろうと、それから内部監査につきましてもより以上に充実させる、そういうことに

よつて、まず違反行為が社内あるいはグループ会社内にあるかないかという調査、それを相当進めています。

また、そこで仮に違反行為が見付かつた場合でございますが、その場合には、弁護士とも協議

し、どのような証拠を集めのか、どのようにそ

れを分析するのかということを行いまして、そし

て違反行為であるということになれば速やかに公

正取引委員会に申請をしていくと、こういう形に

なりまして、そして公正取引委員会とともに調査、解明をより一層進めていくというような変化

があろうかと存じます。

それが、私、先ほど申し上げたような協力型の

事件処理ということで考えていくところでございます。

以上でございます。

○佐藤啓君 ありがとうございます。

次に、川田参考人、浦郷参考人、土田参考人の

三人にお伺いをいたします。

この調査協力減算制度についてですけれども、

公正取引委員会は、事業者が行うこの協力内容の評価方法に関してガイドラインを整備するという

ふうにしております。このガイドライン、非常に

重要であると思いますけれども、このガイドラインを整備するに当たつての留意すべき点をそれぞ

れにお答えいただければと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

まず重要なのは、事業者による解説が促進されるものでなければならないということで、評価の

対象となる証拠は何なのか、そしてそれがどのよ

うに評価されるのか、そしてその減算率がどのよ

うに決定されるのか、これを明らかにするという

ことは重要であると私は考えております。

以上でございます。

○参考人(浦郷由季君) この調査協力減算制度

は、事業者の調査協力インセンティブを高めるた

めに導入されるものと思っております。

一方で、現行制度では僅かでも公正取引委員会

にその情報を提供すれば減算率が最大となつてしまふ、こういうようでは調査協力のインセンティ

ブを高めることができないと考えております。

そのためにも、ガイドラインの策定に当たりま

しては、公正取引委員会に必要十分な情報を提供

して初めて最大の減額が行われる、そうでなければ相応の減額にしかならないと、そこら辺をきっちり明瞭化にする必要があると考えております。

○参考人(土田和博君) なかなか難しいところがあろうかと思います。

調査開始前は最大四〇%、調査開始後は二〇%まで協力度合いで減算をするということ

でございます。EUにも同様の制度がござります

けれども、これ、EUのものを見ましても余り詳

しいことは書いていないと承知しております。ど

のような証拠をどのタイミングで出したか、競争

当局が立入調査を可能にするような証拠価値の高

いものなかどうかとか、どのタイミングで出し

たか、追加的な価値のある資料なのなかどうかとい

うようなことは書いてありますけれども、EUの

ものにもそれほど詳しいことは書いていないわけ

でございます。

したがいまして、公正取引委員会がどのようなものを作られるか分かりませんけれども、少なくともその証拠の価値ですかターミングですか、それによってどの程度の減算をするのかとい

うことときちり書く、そしてそれを公正に適用

していくことが重要かだと思います。

○佐藤啓君 ありがとうございます。

次に、川田参考人にお伺いをいたします。

今回の課徴金制度の見直しでは、課徴金のこの

基本的な算定率の一〇%は改正しないということになっています。一方で、今回の改正に先立つて

開催されました独占禁止法の研究会では算定率の

引上げを行うべきという意見もあったというふうに聞いております。

今回の法改正でカルテルですか入札談合等の

独禁法違反行為に対する抑止力は高まっているの

か、抑止力として十分な水準を確保できているの

かという点についてお伺いできればと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

今回の改正におきましては、先ほど先生の御説

明ありましたとおり、算定期間が延びている、あ

るいは算定基礎が拡充されているという問題もござります。さらには、割増率算定の対象となる

類型の追加などもされておりますので、私どもと

しては十分に抑止力があると考えております。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

本日の改正案はそこまでいかないで、日

本市場では不当な経済的利得は生じていないんだ

からやつぱり無理なんではないですかとこのこと

で、課徴金、この点は見送られたものと思います。

パに本社がある事業、例えばイギリスならイギリ

スに本社のある事業者は、イギリスの発注者、イ

ギリスでの仕事だけを取る、発注者が発注した仕

事だけを取る、それに対して日本の事業者は日本

の発注者が発注した事業だけを取るということ

で、お互いのホームマーケットは荒らさない、そ

こへは進出していかない、こういうものでござい

ますけれども、これが日本国内で売上げがあつた

場合には、これは不當な経済的な利得もはつきり

あるわけですから、はつきりした形であると言え

るわけですから、日本市場で売上げがあつた場合

には課徴金の対象になるということでございます。

また、刑事罰、日本において刑事罰も科されることがありますので、それも引き続き非常に重いものになつておりますので、抑止力は十分に重いという判断をしております。

○佐藤啓君 ありがとうございます。

次に、土田参考人にお伺いをいたします。

土田参考人は、独占禁止法の外国事業者に対する

域外適用について研究をされているというふうに私は認識をしておるんですけれども、今回の独

禁法改正案では、独占禁止法研究会報告書で提言

されていました国際市場の分割カルテルへの課徴金の

賦課が盛り込まれていないということがありま

す。公正取引委員会は法制上の課題をなかなか解

決できずに改正を見送ったということなのかもし

れませんけれども、この点、どういう課題がある

二つのものがあるだろうと思います。

今お尋ねになりましたのはその後の方、立法論

としてどうするべきかということだと考えますけ

れども、仮に外国の事業者の世界シェアというも

のが分かつたとしますと、それに対しまして、もし、それを日本の当該商品の売上額に掛けてみな

し売上額というものを算定する、つまり、イギリ

スならイギリスの事業者が日本に参入していたな

らばこれぐらいの売上額はあつたであろうとい

うなみなし売上額を推計しまして、それに一

〇%を掛けるというようなことは不可能ではない

のではないかというふうに思いました。

ただ、今回の改正案はそこまでいかないで、日

本市場では不适当な経済的利得は生じていないんだ

からやつぱり無理なんではないですかとこのこと

で、課徴金、この点は見送られたものと思います。

けれども、将来、日本の課徴金制度ももう少し、

行政制裁金と申しましようか、不当利得だけでは

なくて、ややそれを超えた課徴金を取るという行

政制裁の方にもう半歩あるいは一步踏み出せば、

こういうところも課徴金の対象になるということ

になるのではないかと思つております。

以上です。

○佐藤啓君 ありがとうございました。

では、最後の質問をさせていただきます。

川田参考人に、済みません、簡潔に、時間が余

りないので、お答えいただければと思いますが、

秘匿特権制度ですね、経済界としては歓迎する立

場なのかなと思つたけれども、どの点を歓迎

されているのか、簡潔にお答えいただければと思

います。

○佐藤啓君 ありがとうございました。

簡潔にお答え申し上げます。

協力型の課徴金減免制度を導入されますと、事

業者の弁護士に相談するニーズはより高まるも

のと考えております。そうしますと、その弁護士に

相談する内容を全て提出するとなりますと、弁護

士への相談が萎縮される可能性がございます。

事業者が主体的に憲態解明を行い、早期に事件解決

を図るためにには必要不可欠な制度と認識しており

ます。

以上でございました。

○佐藤啓君 ありがとうございます。

時間がも参りましたので、以上とさせていただき

ます。ありがとうございました。

○真山勇一君 立憲民主党・民友会・希望の会の

真山勇一と申します。

今日は、三人の参考人の方、お忙しい中、本当にありがとうございました。

早速質問に入らせていただきたいと思うんです
が、この独禁法の改正というのは、かなり専門的に細かい点がいろいろ問題があるということを三
人の方から指摘も受けました。その一方で、やは
り現状を少しでも改善する、公正、自由な取引と
いうのを守っていくためには必要な改正ではない
かという評価の御意見というふうに伺つております。

まず、今回、公取の少し権限が大きくなつてき
ているんではないか、やっぱり不正取引をなくす
ためには公取の権限強化といつことが必要じゃな
いかということが言われるわけすけれども、そ
の中では、例えば課徴金でも、減免率といつのは一
〇%といつことがありますけれども、これも一
〇%でいいのかどうかという議論とか、特に、今
回導入した協力度合いで応じた減算率といつのが、
こういうものが適正に運用できるのかどうか
といつこと、それから、今回比較的大きな問題に
なつてゐる秘匿特權の部分で、どこが除外される
文書かどうかといつところといつのは非常に判断
が難しいんではないかと思うんですが、こういう
辺りで、公取の裁量が強くなつたといつうか、逆に
言えば、恣意的な運用もされる可能性もあるとい
う、そういう両面があると思うんですね。その辺
思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。
公正取引委員会の裁量が大きくなるといつ点に
つきまして御説明、御回答申し上げますと、企業
の立場からいたしますと、法執行の透明性、公平
性、これが重要なうかと思ひますし、一方にお
いては、行政権力の濫用防止といつ觀点からも
しっかりと見ていかなくてはいけないといつう考
えであります、立場でござります。

今回の裁量につきましては、これは何度も先ほ
ど申し上げましたとおり、要は実態解明のインセ
ンティブをより大きく持つといつたための裁量でござ
いますので、経済界としては歓迎申し上げたい
と思います。企業にとりましては予見可能性の高い
課徴金制度になりますと、これはこれで私ども
は評価させていただきたいといつ意見でございま
す。

以上でござります。

○参考人(浦郷由季君) 公正取引委員会の権限強
化といつお話でしたが、やはり独占禁止法とい
うのは、市場における公正で自由な競争を促進す
る、それがひいては一般消費者の利益の確保につ
ながるといつところで、その法律をつかさどつて
いるといつうか、そこが公正取引委員会だと思って
おります。やはりここには、公正取引委員会には
きちんとそつう違反があつたときの実態解明を
していただきたいと思っておりますので、私は、
今回のところで特に権限が強化といつよりは、
もつともっときちんとやつていただきたいなどい
うことを考えております。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。
今回の独占禁止法の改正案、あるいは從来から
もそうだったかと思ひますけれども、かなり法律
で細かく規定がされてゐるよう思います。例え
ば、課徴金の算定の基礎になるような売上額の範
囲、相当前回も改正案、細かく書いてあるように
思ひます。それから、リニエンシー、課徴金減免
制度のところも、協力度合いで応じたりニエン
シ、減額のところもかなり細かく書いてあるよ
うに思ひます。

その法律の枠の中で更に規則を作り、あるいは
ガイドラインを作りといつことで対外的に事業者
の方々に明らかにするといつ部分もありますの
で、その枠内で公正かつ透明な運用をしていただ
ければ、公正取引委員会の権限の濫用といつこと
には必ずしもならないんじやないかと私も考えて
おります。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。
公正取引委員会の裁量が大きくなるといつ点に
つきまして御説明、御回答申し上げますと、企業
の立場からいたしますと、法執行の透明性、公平
性、これが重要なうかと思ひますし、一方にお
いては、行政権力の濫用防止といつ觀点からも
しっかりと見ていかなくてはいけないといつう考
えであります、立場でござります。

それから、川田参考人と土田参考人にお伺いし

たいんですが、課徴金の額の面ですね、決められ
るその額が、土田参考人は、利得を上回るような
額で取れるのかどうかといつちょっとと
疑問を呈されたといつうふうに思ひますが、もつ
と多くてもいいんじやないかといつようなふうに
私は伺つたのですが、そういう取り方でよろしい
のかどうか。それで、それだつたらこれをもう少
し将来的には強化した方がいいといつうにお考
えなのかどうかといつ点を伺いたいのと、それか
ら、川田参考人は、これで、つまりこのぐらいの
額で取れるのかどうかといつちょっとと
お二人から伺いたいと思います。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。
算定期間を十年にまで延長したといつのは、あ
まりかからないとか、その辺りの数字的な評価を
お二人から伺いたいと思います。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。
他方、算定期間を十年にまで延長したといつのは、あ
まりかからないとか、その辺りの数字的な評価を
お二人から伺いたいと思います。

今回のこの改正で、今の御意見も踏まえて、やつ
ぱりカルテルとか談合といつと、密室の犯罪とい
うふうに言われています。なかなか見付けにく
いといつることもあるし。それから、実際にそのカ
ルテルとか談合する事業者の側からいと、意図
的にやるのか結果的にそつうことになつちやつ
たのかといつところはあると思うんですが、やつ
ぱりそつうことをやろうといつう意思があるのか
ないのかといつ辺りはとても難しいところで、今
回のこの改正でそつした辺り、つまりカルテル、
談合をやるかやめようかといつ抑止力といつ意味
でいうと、今回の改正といつのはどんなんふうに事
業者側として評価していらっしゃいますか。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。
私どもの立場から申し上げますと、今回の改正
におきましては、算定期間が延びた、あるいは算
定期間が拡充された、拡大された、さらには割増
し算定期間に新たな類型が付加されている等々の非
常に重い率になつております。十分抑止力があ
ると考へております。

加えて申し上げるならば、独禁法違反事件を起
こしますと刑事罰がございます。また、行政上の
様々な処分がございますし、あるいは消費者の信
用を失墜するといつような無形の損害もございます
ので、額の問題としては、ちょっとと私、論評は
避けたいと思いますけれども、相当な抑止力があ
ると私は考へております。

以上でござります。

○真山勇一君 ありがとうございます。
引き続き川田参考人にお伺いしたいんですが、
今回のこの改正で、今の御意見も踏まえて、やつ
ぱりカルテルとか談合といつと、密室の犯罪とい
うふうに言われています。なかなか見付けにく
いといつることもあるし。それから、実際にそのカ
ルテルとか談合する事業者の側からいと、意図
的にやるのか結果的にそつうことになつちやつ
たのかといつところはあると思うんですが、やつ
ぱりそつうことをやろうといつう意思があるのか
ないのかといつ辺りはとても難しいところで、今
回のこの改正でそつした辺り、つまりカルテル、
談合をやるかやめようかといつ抑止力といつ意味
でいうと、今回の改正といつのはどんなんふうに事
業者側として評価していらっしゃいますか。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。
ただ、これは、法律違反といつのは、これは先
ほど申し上げたように、相当罰する、罰せられ
る、被害の大きいものでございますから、経営と
いたしましては、独禁法違反行為はしてはいかぬ
と、独禁法も含めて法令違反は行つてはいけない
ということを徹底しているわけでござりますけれ
ども、残念ながら、まだ一部にはそういうことが
散見されるとなりますと、やはり、先ほど申し上
げたのと同様に、その額が、利得を上回るような
額で取れるのかどうかといつちょっとと
お二人から伺いたいと思います。

げましたとおり、やつぱり点検、業務のそれぞれの自己点検をしていく、あるいは法令教育を徹底する、あるいは内部通報制度を充実させる、さらには内部の監査を充実させるということで早期発見に努めるということも必要かと存じております。

そして、抑止力でござりますけれども、先ほど来ありますけれども、課徴金だけではなくて刑事罰、さらには行政の様々な処分、それから株主、消費者からの信用失墜というのもございますので、私は抑止力は高いと判断しております。

以上でございます。

○真山勇一君 それから、土田参考人にお伺いしたいんですけども、今回の改正、やはり企業のビジネスのグローバル化ということが背景にあると思うんですね。その中で、今回、比較的議論の対象になつております秘密特権、これについては賛否両論がかなりいろいろあるといふうに御意見を伺つて感じるんですけれども、実際に海外、アメリカ、ヨーロッパにあって日本にこれまでなかつたものが今回こうやって導入されるということつまり、こうした私的独占というものに対する国際標準、世界標準ということについては必要なものかなというふうな感じも受けるんですけども、研究している立場から、この秘密特権というもの、賛否両論いろいろあるところをもう一回これを改めてお伺いしたいと思います。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。これ、国によりまして、先ほども申しましたように、秘密特権という形である国、つまりこれは私の理解では英米、判例法が中心で、依頼者の権利として、あるいは権利や利益を保護する制度として規定されているというのが、コモンローの国といいましょうか、英米を中心とした判例法国であるかと思います。

他方、大陸法國といいましょうか、ドイツやかつてのフランス等々は、弁護士の守秘義務ですか、依頼者の秘密に対する守秘義務とか、依頼者

の秘密を弁護士が明らかにしてはならないというの形で、弁護士に対する一定の義務付けをするという形でこの問題に対応してきたのかなどいうふうに思います。

秘匿特権はどの範囲で認めるのか、あるいはどういう形で認められるのか、なかなか難しいところであります。正直に申しまして、今回、この不当な取引制限の行政調査に限つて規則に書く、あるいはガイドラインを作るということで、そこの運用を見て濫用等がないことであればはあるいは少し拡大していくという方向が出てくるのかもしれない。

しかし、その判別官が判別するのがもう大変なぐらい、何万件もあるのは何十万件もそのメールも含めて判別しなきゃいけなくて、とてもこれは、その公正取引委員会の執行力が低下するというような形になつてしまふとこれはちょっと問題があるということで、正直申しまして、不当な取引制限の行政手続に限つて認めるという今回の運用を見て考えてみたいというふうに思つております。

○真山勇一君 ありがとうございました。

○浜口誠君 今日はありがとうございます。民主党・新緑風会の浜口誠でございます。参考人の皆さんにはそれぞれのお立場から大変貴重な御意見いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、私が三名の参考人の皆さんに、先ほど來少し議論にもなつておりますけれども、企業の防衛権に関してお伺いしたいと思います。浦郷参考人の方からは、消費者団体のお立場からやはりそこは範囲は限定的にすべきだという御意見ございました。また、川田参考人は、企業の立場からいろいろこの防衛権に関しては御意見あるかと思いますので、それぞれのお立場で、土田参考人には、専門家というか中立的なお立場からこの防衛権に関しての基本的なお考えをそれぞれお伺いしたいと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。私の意見を申し上げますと、防衛権は、弁護士・依頼者間秘匿特権の防衛権をつくる、これは当然の権利ではないかという理解をまずしております。

我が国においては導入されておりませんが、これは当然、弁護士との会話内容、相談内容につきましては、事業者側は秘密を保障されるべきである、そうでないと安心をして弁護士、法律専門家の相談はできないというおそれがあるのでないかと。したがいまして、これは、防衛権というのではなく、秘匿特権の話でござりますけど、当然の権利ではないかという認識でございます。

この今回の秘匿特権につきましては、先ほど来て申し上げたように、防衛権というよりも協力型の事件処理ということで、弁護士に相談しやすいよう、そして実態解明、さらには再発防止というところまで行けるよう、そういう法律的な助言を得るということござりますので、これは防衛権の要素よりもむしろ協力型の事件処理のための必要不可欠な制度であるという理解をしております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

土田参考人に、資料の中に、先ほども御説明ありましたが、併述聴取手続時、現時点の制度ではメモ取りは認められておりませんけれども、この中に、仮にメモ取りが認められるとして抗戦の手段に用いられてしまうんじゃないかといふような記載がありますけれども、これ、具体的にどのような事態が起こることを懸念されているのか、もう少しこの部分詳しく教えていただけますか。

○参考人(浦郷由季君) 今回のその防衛権、秘匿特権のところにつきましては、私もとしましては、やはり実態解明が阻害されるおそれがある、またほかの法令の執行の方に影響を及ぼすおそれがあるということで、慎重にということをずっと申しておりました。

今回の改正で、そのところをより機能させるために限定的ということでありましたので、それが法で定めるのではなく規則でということでござりますので、その範囲のところではやつていただいて、状況を見ながら今後のところは慎重に対応していただきたいということを思つております。

○参考人(川田順一君) いわゆる防衛権の中で今

と、それからメモ取りの問題かと承知しております。

どちらも、基本的なスタンスといいますか考え方というのは、事業者の手続保障と公正取引委員会の実態解明、これはどちらも重要であつて、そのバランスが確保されるかということが基本的に重要なではないかと思います。なかなかこれ、具体的な場合にどうするのがバランスが取れるかというのは、非常に具体的に申し上げるというのは難しいんですけれども、今回提案されているようなものは比較的バランスが取れているのではないかというふうに考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

土田参考人に、資料の中に、先ほども御説明ありましたが、併述聴取手続時、現時点の制度ではメモ取りは認められておりませんけれども、この中に、仮にメモ取りが認められるとして抗戦の手段に用いられてしまうんじゃないかといふような記載がありますけれども、これ、具体的にどのような事態が起こることを懸念されているのか、もう少しこの部分詳しく教えていただけますか。

○参考人(土田和博君) そもそも、併述聴取が今後の公正取引委員会の調査においてどれぐらいのウエートを占めていくかというのは、むしろ減っていくかも分からぬというふうに思います。

ちょっと遠いところからお話をさせていただいけて恐縮ですけれども、必ずしも、事業者の従業員等を公正取引委員会に呼んで、そこで供述を取るというような調査の仕方が、今後は少しウエートが下がつていくかもしれないというふうに思います。先ほどから出ているような協力型の調査といふことになりますと、公正取引委員会に対して事業者が報告を積極的に行うというような形で、従業員の供述というのはそれほどウエートが置かれない可能性も出てまいります。

例えば、最近の制服の談合の事件などは、これは事業者が積極的に、報告命令はもちろん公正取引委員会から四十七条で出しているわけですが

ども、その命令に積極的に応えるという形で事件の解明をしていくことですので、何といいましょうか、少しあを埋めるような形で供述を取る必要はあるにせよ、今後、供述聴取のウエートが下がっていくかもしないというふうに思います。それが一つです。

それから、お尋ね、それでも供述聴取というのは全くなくなるわけではないだろうと思いますけれども、これまであつたとされている戦術といったましましては、公正取引委員会の場におきまして一切供述をしないとか、それから、もしもその途中でメモ取り等が行われますと、メモを取るということに集中して十分な供述が行われないとか時間ばかり掛かってしまうとかいったようなことが意図的に行われるのではないか。そうなりますと、実態解明という面では若干問題が残るのではないかというふうに考えております。

○浜口誠君 その供述聴取に関連して、川田参考人にお伺いしたいんですけれども、今後、協力型、調査協力型の課徴金制度に変わってくると供述のウエートが下がるかもしれないという、今、土田参考人の方からの御意見ございましたけれども、とはいえて、従業員の方等が供述聴取を受ける、で、いろんな話を公取にするということもこれからもあると思うんですけども、そういう場合に従業員の方に事業者の方から一方的に責任の押し付けがなされたり、あるいは不当な不利益な扱いがなされるようなことがあつてはならないと、弱い立場の方に対しても、というふうに考えておるんですけども、経営者のお立場として、そういうことが起こらないための様々な対応というのをこれまでやつていただいているところに認識はしておりますけれども、この点に関してどのような御所見があつたのかというのをお伺いしたいと思います。

○参考人(川田順一君) まず、立会いメモでござりますけれども、それにつきましては先ほど土田参考人からお話をあつたとおりでございまして、今後協力型の事件処理が進みますと、その供述そ

のものが重要度といいますかが減るんではないかと思います。

今先生がおっしゃった、その従業員に対して何とか不利益なことを經營者として強要するのではなく、これまであつたとされている戦術といったましましては、公正取引委員会の場におきまして一切供述をしないとか、それから、もしもその途中でメモ取り等が行われますと、メモを取るということに集中して十分な供述が行われないとか時間がばかり掛かってしまうとかいったようなことが意図的に行われるのではないか。そうなりますと、実態解明という面では若干問題が残るのではないかというふうに考えております。

○浜口誠君 その供述聴取に關連して、川田参考人にお伺いしたいんですけれども、今後、協力型、調査協力型の課徴金制度に変わってくると供述のウエートが下がるかもしれないという、今、土田参考人にお伺いしたいと思いますが、今回、いろいろ独禁法の改正を行われます。先生は研究者の立場で、今回の独禁法の改正後の姿、これは、グローバルに他の国の競争法と比べたときにどこまでの水準に今回の改正となるのか、グローバルスタンダードにより近づくのか、まだこの点がやっぱりグローバルに見るとちょっと抜けているよとか、もう一段我が国として強化すべき必要があるんだというような点がありましたら、是非参考までお伺いしたいと思います。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。そこで、経営者の皆さんのお立場でもしっかりとし対応を是非お願いしたいなというふうに思いますが、あと、浦郷参考人にお伺いしたいと思いますけれども、最近、いわゆる巨大IT企業、G A F A を始めとするいろんな巨大IT企業に対している

とがないように、今の御意見いただきましたので、経営者の皆さんのお立場でもしっかりとし対応を是非お願いしたいなというふうに思いますが、

○浜口誠君 ありがとうございます。そういうことで、経営者の皆さんのお立場でもしっかりとし対応を是非お願いしたいなというふうに思いますが、あと、浦郷参考人にお伺いしたいと思いますけれども、最近、いわゆる巨大IT企業、G A F A を始めとするいろんな巨大IT企業に対している

とがないように、今の御意見いただきましたので、経営者の皆さんのお立場でもしっかりとし対応を是非お願いしたいなというふうに思いますが、あと、浦郷参考人にお伺いしたいと思いますけれども、最近、いわゆる巨大IT企業、G A F A を始めとするいろんな巨大IT企業に対している

ども、やはり一般論として、デジタルプラットフォーマーが消費者利益に資する面がある、皆さん便利に使っていますので、そういう面もあると同時に、例えばデータが収集されてしまうとか、そういう懸念を抱く消費者もいるということは承知しております。

消費者利益の確保の観点から今後規制が必要であれば、それも適切に規制すべきということを考えます。

○浜口誠君 ありがとうございます。

土田参考人にお伺いしたいと思いますが、今回、いろいろ独禁法の改正を行われます。先生は研究者の立場で、今回の独禁法の改正後の姿、これは、グローバルに他の国の競争法と比べたときにどこまでの水準に今回の改正となるのか、グローバルスタンダードにより近づくのか、まだこの点がやっぱりグローバルに見るとちょっと抜けているよとか、もう一段我が国として強化すべき必要があるんだというような点がありましたら、是非参考までお伺いしたいと思います。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。かなりの水準のところまでグローバルスタンダードに近づいているんじゃないかと思いませんけれども、なお、何といいましょうか、EUややらアメリカなどに比べますと、少し今後に課題として積み残したところもあるんじゃないかと正直思いました。

そこはどこかといいますと、先ほどから御質問に出でおりましたけれども、不当な、あるいは不正当な経済的利得がない、あるいは必ずしもはつきりしないという場合に、あるのかないのかはっきりしないという場合に、今回の改正案は慎重に、そこは課徴金を課さないということにしていいだと思います。

国際市場分割協定ですかいうのはその典型でございますけれども、こういうところは、委員のトフォーマーの関係かと思いますけれども、現時点で、私どもの方でもそれについて検討をしたり

ども、やはり一般論として、デジタルプラットフォーマーが消費者利益に資する面がある、皆さん便利に使っていますので、そういう面もあると同時に、例えばデータが収集されてしまうとか、そういう懸念を抱く消費者もいるということは承知しております。

消費者利益の確保の観点から今後規制が必要であれば、それも適切に規制すべきということを考えます。

○浜口誠君 ありがとうございます。

土田参考人にお伺いしたいと思いますが、今回、いろいろ独禁法の改正を行われます。先生は研究者の立場で、今回の独禁法の改正後の姿、これは、グローバルに他の国の競争法と比べたときにどこまでの水準に今回の改正となるのか、グローバルスタンダードにより近づくのか、まだこの点がやっぱりグローバルに見るとちょっと抜けているよとか、もう一段我が国として強化すべき必要があるんだというような点がありましたら、是非参考までお伺いしたいと思います。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。かなりの水準のところまでグローバルスタンダードに近づいているんじゃないかと思いませんけれども、なお、何といいましょうか、EUややらアメリカなどに比べますと、少し今後に課題として積み残したところもあるんじゃないかと正直思いました。

そこはどこかといいますと、先ほどから御質問に出でおりましたけれども、不当な、あるいは不正当な経済的利得がない、あるいは必ずしもはつきりしないという場合に、あるのかないのかはっきりしないという場合に、今回の改正案は慎重に、そこは課徴金を課さないということにしていいだと思います。

この自主申告による課徴金の減免制度、始まつたとき、二〇〇五年に決まって二〇〇六年から始まっているわけですけれども、始まつたときには、先ほども少しありましたが、そもそもこうした企業間の密告合戦を促すような制度 자체は日本にはなじまないんだということが言われてスタートしているわけですけれども、実際にやつてみると、申請件数というのは、この数年、年間百件を超えていたということになります。一八年の三月末までで千百六十五件ということがありますから、蓋を開けてみたら結構出てきたという話だと思います。

こういう、そもそもなじまないぞと言われてきたものの中からなぜ実際にこれだけの申告が出てきたのかということについて、現場の声として、もし、こうなんじやないかというものが、思い当たるものがありましたら教えていただきたいというのが一つと。

それから、改めて、今度はまたちょっと制度が変わるわけですね。今度は、実態解明への貢献度に応じて金額的なペナルティーを決めていくといふまた別のやり方が入ってくるわけありますけれども、これ、日本の企業文化の中でうまく機能していくのかどうか。この点について、二点お伺いできたらと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

確かに、リニエンシーの導入当初はそのような声があつたことは承知しております。

ただ、昨今の状況といったしまして、先ほど申申し上げていますように、企業はESGあるいはCSRの観点から法令遵守という意識があり一層高まっていることだと思います。特に、その法令遵守をきちっと機能させるための措置としまして、自主点検であるとか遵法点検であるとか、あるいは内部監査の充実であるとか、あるいは遵法教育の充実であるとか、そういうようなことを行つておりますので、当然、独禁法違反行為が行つてゐるとなりますと、その段階で経営まで話が出てくると、このように考えております。

それで、一旦、法の違反行為を行つてゐるということは、これは昔でありますといろいろな考え方があったかもしませんけれども、今やそれを放置するということはできないと、先ほど申し上げたCSR、ESGの観点からです。そうしますと、速やかにその事実を把握した段階で公正取引委員会に報告、申請をしていく、そういうことで最近件数が多くなつてあるのかなという感じでございます。

また、今回の実態解明でござりますけれども、これも先ほど来申し上げたとおり、一旦そういう

違反行為が発見されると、その実態解明というものが非常に重要でございまして、私ども、これは公正取引委員会と協力をしまして実態解明に乗るわけでございます。それは、単に順位ではなくて、内容はどこまでなのか、証拠はどういうものなかかというのがどう評価されるのかということを勘案しつつ実態解明をするわけでございますので、そういう意味で、貢献度の高い企業が減免されるということについても私どもは歓迎したいと、このように思つております。

○平木大作君 ありがとうございます。

それを受けて、ちょっとと関連するところ、これは是非三人の参考人の皆様から意見いただきたいんですが、この制度によつてある意味実態解明に資する制度になつてゐるわけですが、同時に、独禁法というのはそもそも違反に対する抑止力というものを担保するための制度でありまして、そういうことを考へると、先ほどの件数があるというのも、こんなにあるんだというのが一つははあるわけでありまして、もう一つは、割と大きな案件がここ最近出でてきているわけですね。名古屋市が発注している地下鉄の工事の話ですとか

ニアみたいな巨大なもの、あるいは自動車輸出の海運カルテルですか、そこも課徴金が百億円全部で超えているということがありますし、一番最近で超えているということがあります。でも出ましたように、算定期間延長とか算定期間の追加等によりまして課徴金の水準は随分高まつたのかなと思います。ですから、結構抑止力にはなつてゐるかと思います。

そうすると、ある意味抑止力を確かに効かせるための制度ではあるだけれども、結局のところ、不当利得に対する誘引というんでしようか、それはある意味その抑止力を上回つてしまふのかなというのも出でてきている。そこで、利害関係で八社で六百億円という、ある意味過去最高の課徴金みたいなものも含めて結構規模の大きなものも出てきている。

○参考人(浦郷由季君) やはり現行の制度ですと、違反行為によつて得た利益の平均額すらその課徴金を課すことができない、そういう状況ですが、今回の改正によりまして、やはり、今まで出ましたように、算定期間延長とか算定期間の追加等によりまして課徴金の水準は随分高まつたのかなと思います。ですから、結構抑止力にはなつてゐるかと思います。

独占禁止法研究会の報告書の中に提言されたもので実現できていないこともありますけれども、今回、まあ一步前進といふんですか、課徴金制度の減免のところでも新たに法ができるので、その部分では抑止力になると思っております。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。

私は、カルテル、どうやって抑止するかという

ことでお話を始めさせていただきますと、課徴金だけで抑止するというのはなかなか難しいんでは

のか、今回の改正で算定期間が延びたりといふこともあるわけであります。この抑止力つて実際につまり、刑事罰ですか、これは一年に一回の告発ぐらいだというふうに申しましたけれども、これがござります。それは、単に順位ではなくて、内容はどこまでなのか、証拠がどういつもの

にどの程度強いものとして効いてくるとお考えな

のか。これ、川田参考人から順にお話しただけ

たら思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の改正におきましては、算定期間が三年から十年に延びてい

る、あるいは算定基礎が拡大されている、さらに

は割増し算定率の類型が追加的になつていて、

うことから、私の考へいたしましては抑止力は

あるというふうに考へております。

さらには、先ほど申し上げましたとおり、

罰が我が国においては科せられるということになつておりますし、さらには行政の様々な処

分、例えは入札をできぬであるとか、そのよう

な処分もあります。あるいは、株主、消費者から

の信用失墜という目に見えない形でのリスク問題

もござりますので、私は、課徴金としましては抑

止力は十分あると、このように私は考へております。

それから、もう一つ重要なことは、唱道活動と

申しますか、カルテルというのは取引相手に對し

て非常に大きな被害を及ぼすのであって、あるい

はカルテルに入れないアウトサイダーにとつて

は、インナーサークルに入れないアウトサイダー

にとつては全く意味のないものであります。それ

から、会社の内部では従業員の方たちというの

は、かなり苦しい立場に置かれるというようなこと

を、全体として、唱道活動、アドボカシーとい

うふうにいいますけれども、そういうことをもつと

広く積極的にやつていて、そうやって全体で

もつて、課徴金、刑事罰、損害賠償、唱道活動、

いろいろな形でもつて抑止をしていくということ

が必要なのではないかと思っております。

今回の改正案は課徴金のところだけですけれども、それにつきましては先ほどから申していま

す。

以上でございます。

○参考人(浦郷由季君) やはり現行の制度です

と、違反行為によつて得た利益の平均額すらその

課徴金を課すことができない、そういう状況

ですが、今回の改正によりまして、やはり、今ま

でも出ましたように、算定期間延長とか算定期間

の追加等によりまして課徴金の水準は随分高まつ

たのかなと思います。ですから、結構抑止力には

なつてゐるかと思います。

独占禁止法研究会の報告書の中に提言されたも

ので実現できていないこともありますけれども、

今回、まあ一步前進といふんですか、課徴金制度

の減免のところでも新たに法ができるので、そ

の部分では抑止力になると思っております。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。

私は、カルテル、どうやって抑止するかという

ことでお話を始めさせていただきますと、課徴金

において濫用のおそれがあるんじゃないかとい

御指摘をいただきました。また、土田参考人の方からは、この部分についてはある意味法律に書くにはちょっと議論が不十分という御指摘がありました。

一方で、制度としては、限定的な形でありますけれども規則の中に書きながら導入されるということがありますから、ここもやはりちょっと積み残した論点とかいろいろ実はあって、この中でいろんなある意味マイナスに働いてしまう可能性というのも私も当然あるのかなというふうに思っています。

実際に議論の中でも、例えば企業の側から悪用をもししようとする、何でもいわゆる社内弁護士を出席させて、弁護士との相談なんだからということで議事録を非公開にするとか、いろんな悪いことを考える人はやっぱり出てくるんじゃないかなと思います。

そういう意味でいくと、先ほどもいわゆる運用を見てからもう少し議論を深めていく必要があるんじやないかといふ御指摘もありましたけれども、あらかじめ、こういう場合は駄目ですよといったものも含めて類型化して示しておくということがとても大事なんじやないかといふうこと思っているんですが、この点、いわゆる濫用防止のルールみたいなことについてもし御意見がありましたら、お一人からお聞かせいただけたらと思います。

○参考人(浦郷由季君) 前頭私の方から申し上げましたように、独占禁止法の違反行為の一つに、やはり景品表示法とか特定商取引法など似たようなそういうものがあるということで、あらかじめ決めておけばそこは明快なのではないかと思いますけれども、秘匿特権全体で、法体系全体で認めればという、そういう意見もありましたけれども、本当に他法令への影響というのが懸念されま

す。

いう、それとともに、そちらの方では消費者の権利や消費者を救済するようなそういう仕組みもきちんとあるというところでバランスが取れていると思います。

今回、一部の部分に限定してということです。そこで、運用してからということになつていていますが、ちょっとと私の方では分かりませんけれども、とにかく消費者の権利が損なわれることがないようになります。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。

この秘匿特権の制度化ということも恐らく本邦初ということになるんだと思います。ですので、これやってみないとどうなるか分からないというものが正直なところなんですけれども、そうはいつても、公正取引委員会の規則に書く、あるいはガイドラインを作るということなんだと思います。

ですので、ガイドラインに対象物件の例を少し具体的に書く、どういう場合であれば秘匿特権の対象になるのか、あるいはならないのかというようなことを例示するというようなことが一つあるのではないかというふうに思っています。

それから、社内弁護士の話、さつきちょっとと出ましたがれども、EUは御案内のとおりこれは駄目だと。これは非常に厳しくて、独立性のない社内弁護士との交信、通信というのはもう形式的に秘匿特権の対象にならないということですけれども、今回の公正取引委員会の扱いは、絶対駄目ということにはされていないんだと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

弁護士の方であつても、独立性が担保されているということであれば、その辺を、あればお伺いしたいと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

まず、秘匿特権の判断官が、これは秘匿特権の対象でないという場合の措置についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、行政事件訴訟法上の取消し訴訟の対象になるという整理をいただきましたので、まずそれで司法の判断は少なくとも入るという整理をいただいたのかなというふうに思っております。

それから、先ほどの減免の趣旨は、済みません、ちょっととどういう御趣旨だったのか。

以上です。

○平木大作君 ありがとうございます。

終わります。

○石井章君 日本維新の会・希望の党、石井章でございます。

本日は、三名の参考人の皆さん、貴重な御意見、ありがとうございます。また、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、私からは川田参考人にお伺いをしたいと思います。

今回の改正案につきましては、調査協力のインセンティブを高める課徴金減免制度の改正内容が初ということになるんだと思います。ですので、これやってみないとどうなるか分からないという

が、本日は、三名の参考人の皆さん、貴重な御意見、ありがとうございます。また、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

経団連としても同様に要望されている中で、直ちに録音や録画が認められないとした場合に、当面の対応として供述聴取時のメモ取り、さつきも出ていましたメモ取りなどを認めることがあります。それが、そのほかにどのようなことが可能であるか、現場の担当としてどのようなことが可能であるか、お伺いしたいと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

今回、改正におきましては、聴取後のメモ取りについてはこれは構わないという整理をいたしましたので、その辺りもはつきりさせるということが必要ではないかと思います。

その辺り、例えば社内弁護士の方との交信、通信の扱いをどうするのかという辺りも、ちょっととやや曖昧なところが残っているように思いますので、その辺りもはつきりさせるということが必要だと思います。

それから、先ほどの減免の趣旨は、済みません、ちょっととどういう御趣旨だったのか。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

今回、改正におきましては、聴取後のメモ取りについてはこれは構わないという整理をいたしましたので、その辺りもはつきりさせるということが必要ではないかと思います。

それから、先ほどの先生御指摘のとおり、録音であるとか、あるいは弁護士の立会いである

とか、あるいは供述聽取時のメモの許可をいただかることをお願いしているわけでございます。常に残念に思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、今度協力型の事件処理になりますと、従業員への供述調書というのはむしろ減つてくるのかなと。むしろ、会社側がきちっと当該従業員に対して調査をし、それを記録を残し、それを公正取引委員会に提出するということがありますので、もちろん弁護士も立ち会うわけでございますので、そうなりますと、先ほど申し上げた公正取引委員会による供述調書の在り方というのは、その重要性あるいは頻度というのは減つてくるのかなという思いがしておりますので、そういうものに期待をしたいと考えております。

以上でございます。

○石井章君 前向きな答弁ありがとうございます。

前向きな答弁ありがとうございました。

御案内と併せて、私はこれ最後の質問なので簡潔にお答えいただきたいんです。GAFTRAなどのデジタルプラットフォームが個人データを世界規模で駆使しております。それを消費者の同意なくターゲティング広告などに利用していることが国際的に今問題になっておりますが、国内でもも様々な問題が顕在化しております。昨年には、御案内のとおり、アマゾンジャパンが国内の食品や日用品メーカーに対して、同社の通販サイトで販売した金額の一%から五%を協力金として支払うようメーカーカーなどに強要するといった内容がありました。優越的地位の濫用にも相当する事案だと思います。

元々、日本の独禁法は、公正かつ自由な競争を促進する、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることということがうたつております。そのためには課徴金を上乗せして減らす、そして、今後の課題は減額幅を決める基準作りなどとなるわけあります。

しかし、改正案ではどの程度の協力で減免率が上乗せされるのかというのは基準がまだ明確でないと、不透明であることが非常に危惧する声も多いわけあります。が、順位別の減免については残されることとなりましたけれども、透明性を確保して企業の協力へのインセンティブなどを運用する基準とはどのようなものが理想なのか、具体的に経団連の立場としてそのイメージについて教えていただければと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

私たちも、先ほど申し上げましたように、重要なのは予見可能性、それから透明性、公平性といふふうに考えております。

それで、具体的に申し上げますと、どのような証拠を集めのか、あるいはどのような手段によつてそれを評価するのか、それがどのように公正取引委員会は御評価いただけるのかということを具体的に重ねていく、具体的にそれについての事例を詳しく列挙いただくということが多分私どもにとつては有り難い内容だなというふうに思つております。

以上でございます。

○石井章君 それでは、続きまして浦郷参考人とも立ち会うわけでございますので、そうなりますと、先ほど申し上げた公正取引委員会による供述調書の在り方というのは、その重要性あるいは頻度というのは減つてくるのかなという思いがしておりますので、そういうものに期待をしたいと考えております。

以上でございます。

さいますけれども、この問題は、申し上げることもなく非常に難しい問題であるということが言えます。

今後のデジタルプラットフォームの肝は何なのか、今の御両人の参考人に順次お答えいただければと思います。

○参考人(浦郷由季君) 本当に現在、様々な方がインターネットを利用し商品を購入したりとかしています。デジタルプラットフォーム、そういうことでは、本当に多くの商品やサービスを選ぶことができるということで、また、SNSなどではいろんな情報を得ることができるというところで、消費者にとっては利益になる部分もたくさんあると思われます。

その一方で、やはり、先ほどもありましたように、個人情報を利用されたりとかデータを収集されてしまったりとか、そこのデータがどういうふうに利用されて管理されているのかというのも私たちの目に見えないところで行われているというところで、そこにはとても不安を感じます。

やはり消費者利益の確保ということを考えますと、これはもうグローバル社会で国際的に行われていることですので、そういうことも考えて、グローバルな観点からいろんなところと協力しながら、国際的にも協力しながら、規制が必要であれば今後のところで適切に規制を行っていくことが必要だと思っております。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。このデジタルプラットフォームの問題は、世界中いろいろ注目されているところでございます。

肝は何かという御質問でございましたけれども、私はスピードだと思います。その実態調査はしっかりする必要がある。実態調査はしっかりとある必要があるけれども、このデジタル産業というのは非常に技術革新が速くて、企業のその事業の環境も物すごく速く変わることがある。非常に重要なことは早い段階で対応できるかが問題です。

まず、川田参考人にお伺いしたいんですけれども、陳述の冒頭に経団連の法令遵守についてのスタンスということでお話をあつたかと思うんですけど、一方で、経団連の役員企業によるカルテルであるとか談合が後を絶たないという残念な事態が続いているという実態もあります。

○岩瀬友君 日本共産党的岩瀬友です。

三人の参考人の皆様、今日は本当にありがとうございます。貴重な御意見をいただいております。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

このデジタルプラットフォームの問題は、世界中いろいろ注目されているところでございます。

しかし、GAFTRAなどが個人データを収集して取引制限、私的独占、不公平な取引方法などが規制されています。

元々、日本の独禁法は、公正かつ自由な競争を促進する、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることということがうたつております。そのためには課徴金を上乗せして減らす、そして、今後の課題は減額幅を決める基準作りなどとなるわけあります。

しかし、改正案ではどの程度の協力で減免率が上乗せされるのかというのではなく明確でないと、不透明であることが非常に危惧する声も多いわけあります。が、順位別の減免については残されることとなりましたけれども、透明性を確保して企業の協力へのインセンティブなどを運用する基準とはどのようなものが理想なのか、具体的に経団連の立場としてそのイメージについて教えていただければと思います。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

私たちも、先ほど申し上げましたように、重要なのは予見可能性、それから透明性、公平性といふふうに考えております。

現在、政府もこれらの問題について、いろいろな問題を取り締まりながら今やっているわけでござりますが、規制は独禁法だけではなかなか対応できないと。それが最も早く競争を回復する、もんけれども、それよりも早く競争を回復する、もう少し早いと、重いというふうに考えているん

要で、そのスピードが重要なんではないかというふうに思います。

今年の四月か五月だと思いますけれども、イギリスとそれからEUから二つ重要な報告書が出ました。どちらも言つてることは同じであります。経団連はいかに早く競争を回復することできること、重い制裁金を科すというよりも、こういう産業についてはいかに早く競争を回復することできるかということを考えるのが重要だということです。

日本でももちろん、これは経産省と公正取引委員会と総務省三つの役所が中心になつて検討がされてまいりました。あるいは、個人情報保護委員会や総務省の方でも検討がなされているというふうに承知しておりますけれども、慎重に実態調査はした上でいかに早く競争回復をするための措置がとれるかということだと思います。

そういう意味では、独禁法と、それから来年の通常国会だと承知しておりますけれども、独占禁止法を補完する法律の新法を来年の通常国会に提出される予定だということを新聞などでは承知しておりますけれども、その法案の内容がどうなるかというところで私も注目しているところでございます。

いずれにしましても、いかに早く問題があれば対処できるかということではないかと思います。

○石井章君 ありがとうございます。

○岩瀬友君 日本共産党的岩瀬友です。

まず、川田参考人にお伺いしたいんですけれども、陳述の冒頭に経団連の法令遵守についてのスタンスということでお話をあつたかと思うんですけど、一方で、経団連の役員企業によるカルテルであるとか談合が後を絶たないという残念な事態が続いているという実態もあります。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

経済界を挙げてカルテルや談合を根絶させる、な

ですね。それで、自浄能力を發揮して是非とも防
止していただきたいという思いでいるんですねけれども、参考人、いかがでしょうか。

○参考人(川田順一君) ありがとうございます。

残念ながら、経団連会員企業における独禁法違反事件というのがあるのは事実でございまして、非常に残念に思っておりますが、経団連いたしましては、まずは、その独禁法を遵守するという独禁法の教育であるとか、あるいは独禁法改正になつたときのその解説を、公正取引委員会の係員に出席いただいて、それを会員企業に知らせるでありますとか、そのような活動をしておりますし、また、先ほど冒頭申し上げました経団連の憲章でございますけれども、これを会員各社に対しまして遵守しようという呼びかけ、これを毎年行つているという状況でございます。

ただ、先ほど申し上げたように、会員企業はそれをかみ砕いて今度は社内に展開するわけでござりますけれども、経団連というよりも、各企業が責任持つてそのESG、CSRの観点から社内で起こさないという運動を起こすということが私は重要かなと思つております。

○岩渕友君

ありがとうございます。

次に、浦郷参考人にお伺いしたいんですけども、課徴金制度は違反行為を抑止するため導入されたもので、先ほど来もあるように、そうはいっても基本算定率が原則一〇〇%ということになつていて、現行の制度では平均的な不当利得さえも徴収することができないと、こういう実態もあります。

今回の改正について、先ほど参考人が一步前進だといふおっしゃられて、そういう側面もあると思つんすけれども、今後の課題として算定率を引き上げるということもあり得るのかなとうふに思つんですね。先ほど土田参考人からも、算定率もうちよと上げてもよかつたんじやないのかなという御意見もあつたんすけれども、この算定率を引き上げる必要ということにつ

いて、参考人、お考えがあればお聞かせいただければなと思います。

○参考人(浦郷由季君) 今回の改正で随分課徴金の水準は高まつたとは思つておりますけれども、やはり海外での課徴金が大分多額なものがあるというのも聞いております。ですから、この一〇%が十分であるとは思つておりません。

今回新たな制度になりましたら、その制度の運用状況を見てやはり引き続き検討していくただきたいと思います。

○岩渕友君

ありがとうございます。

海外の話もありましたけれども、本当にちょっと大きな差があるのかなというふうに思います。

もう一問、浦郷参考人にお聞きするんですけれども、課徴金減免制度が適用をされた事業者について、制度がスタートした当初は申請者が公表してくれと言つたときにだけ名前の公表をしていました。

その透明性を持つ制度にするという観点から、調査協力減算制度の運用実績についても、事業者の同意があるかないかにかかわらず公開をして、実績を評価して検証に生かす必要があると思ふんですけれども、参考人がどのようにお考えですか、お聞かせください。

○参考人(浦郷由季君)

その透明性ということです。

○参考人(浦郷由季君)

うん

で公表ということですね。

○参考人(浦郷由季君)

できるなら

は

違反を認めて協力して実態解明する、その後、やはりこの事業者が自分たちの事業をどのように改善していくかというところだと思います。

○参考人(浦郷由季君)

この調査協力減算制度に関わる規定については、公正取引委員会がパブリックコメントを経てガイドラインを整備するというふうに聞

いているので、国民の皆さんのお意見をしつかり聞いて改めて思います。

次に、土田参考人にお伺いするんすけれども、先ほど来出ているいわゆるGAFAMと呼ばれる巨大なデジタルプラットフォーマーのデータ独占に関わってお伺いしたいんですけども、歐州委員会がグーグルに対し、二〇一七年の八月には、検索エンジンによって市場支配的地位を濫用することで、自社の比較ショッピングサービスを違法に有利にしたということで「十四・二億ユーロ」の制裁金の支払命令を行つと。そして、二〇一八年七月には、スマホメーカーに対してアンドロイドOSと自社検索アプリやブラウザアプリの違法な抱き合わせを要求をして、市場支配的地位を濫用したことなどで四十三・四億ユーロの制裁金の支払命令を行つと。そして、二〇一九年の三月には、市場支配的地位を濫用して、競合他社が第三者のウェブサイトに検索連動型広告を掲載することを妨げたということで十四・九億ユーロの制裁金支払命令が行われています。

これを受けて、五月十四日付けの日本経済新聞の中でも京都大学の川浜昇教授が、これらは、支配的地位をここで隣接市場での競争を制限して、排他契約や抱き合わせを通じて参入などを阻止する行為であり、市場支配的地位の濫用の排除型に属する、日本の独占禁止法上も規制されているというふうに書かれておりました。

EUで起きていることは日本でも同じことが起きており、EUと同様に対応することができることを、消費者はきちんと見ていると思いますので、そういう部分で、事業者名も含めて明らかにできるところは公表していただきたいと考えております。

○参考人(土田博君)

ありがとうございます。

海外の話もありましたとおり三件決定を出して、制裁金も科しております。これは、歐州運営条約の百二条の禁止に違反したということで、市場支配的地位濫用ということです。

その結果、市場支配的地位を濫用する行為が滥用ということです。

そこで、抱き合わせ等の行為、濫用行為があ八〇%、九〇%ですね、一定の市場において支配的地位を占めるグーグルが、他のより競争的な市場においてその力を濫用する、地位を濫用するということです。

第三者的ウエブサイトに検索連動型広告を掲載することを妨げたということで四十三・四億ユーロの制裁金支払命令が行われました。

これを受けて、五月十四日付けの日本経済新聞の中で京都大学の川浜昇教授が、これらは、支配的地位をここで隣接市場での競争を制限して、排他契約や抱き合わせを通じて参入などを阻止する行為であり、市場支配的地位の濫用の排除型に属する、日本の独占禁止法上も規制されていることになります。

つまり、市場支配的地位濫用に相当する日本の独禁法の規定は私的独占というものでございません。これは、「一条五項に定義がありますけれども、他の事業者の事業活動を支配する、あるいは他の事業者の事業活動を排除する」という行為要件が入つております。ですので、対事業者に対する適用する可能性はあるわけですが、これが適用する可能性があるわけですが、消費者に対する個人情報報を不正に収集するということになりますと、これは相手方が事業者ではありませんので、そのところは私的独占では適用できませんので、そこ

越的地位濫用の場合は取引の相手方ということです。それで、要件的にはいけるということだと思います。

ただ、公正取引委員会は今まで消費者に対する優越的地位の濫用というのをやつてこられていな、そういう形では公正取引委員会は事件取り上げておられませんので、今回もしも消費者、ユーチーに対する個人情報の収集を優越的地位濫用ということでやるとすれば、これはかなり画期的なことになるんではないかというふうに思つております。

○岩瀬友君 お答えになつたかどうかちょっと分からないんですけれども、以上です。

○岩瀬友君 ありがとうございます。

次に、浦郷参考人と土田参考人にお聞きするんですけれども、いわゆる弁護士・依頼者間の秘匿特権についてお聞きしたいんです。

今後、本制度の対象範囲の拡大について早急に検討するというふうになつてますね。ただ、その今後の在り方として、先ほどお一人からも、運用を見てという御意見もありましたし、慎重にという御意見もあつたかなというふうに思つてます。

今後の方として、拡大ありきということで、検証そして総括がます必要なんじやないかなというふうに思つんですけれども、どのようにお考へか、お聞かせください。

○参考人(浦郷由季君) 先ほど申し上げましたように、やはり欧米の方で秘匿特権が一般的な権利として法全体で認められてはいるところ、そのようになつた場合、やはり悪質商法のところでそういうのが濫用されてしまつて消費者被害の回復が遅れたりとか、本当、私たちの生活に悪影響が出ると思います。

午後一時十五分開会

○委員長(浜野喜史君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

○参考人(浦郷由季君) 委員の異動について御報告いたします。

うなことになりますと消費者の権利が損なわれるということになりますので、そちらを慎重にということをお願いしたいと思います。

○参考人(土田和博君) ありがとうございます。

この不当な取引制限の行政調査に対してだけ秘密特権が導入される予定だということだと承知しております。それを独禁法の中でも私の独占とか不公正な取引方法というところまで広げていくのか、あるいはもう独禁法だけではない他の法令にも広げていくのか、いろいろどこまで広げるかという議論はないわけではないと思いますけれども、今先生おつしやつたとおり、私は、この不当な取引制限に導入されて、そしてどういう運用がなされるかということを慎重に見ていく、その上で判断するということが必要ではないかというふうに思つております。

○岩瀬友君 ありがとうございます。

以上で終ります。

○委員長(浜野喜史君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時五分休憩

本日、磯崎仁彦君、徳茂雅之君及び辰巳孝太郎君が委員を辞任され、その補欠として足立敏之君、宮本周司君及び武田良介君が選任されました。

○委員長(浜野喜史君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、公正取引委員会事務局経済取引局長菅久修一君外一名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(浜野喜史君) 休憩前に引き続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○真山勇一君 立憲民主党・民友会・希望の会の真山勇一です。どうぞよろしくお願いします。

早速、今日の独占禁止法改正案の質問に入らせさせていただきます。

先日の委員会での答弁の中、これまでの法改正、それから強化ということで独禁法の運用は機能しているという答弁があつたと思うんですけども、今日午前中に参考人をお呼びしていろいろ御意見を伺いましたけれども、その中で、今後の運用を見ていかないといふふうに考へておられます。そこで、独占禁止法違反行為が一層抑止されると考えております。そして、これにより、独占禁止法の目的規定にもあるとおり、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進が図られるといふふうに考へております。

○真山勇一君 やつぱりこれから公取の方も、今回の改正でより効果的な調査ができるということ期待を掛けているんじゃないかというふうに思っています。

それでは、早速、課徴金制度の方から質問をさせていただきたいと思うんです。具体的に、いろいろ数字もありますので、間違えるといけないので、お配りしております資料を御覧いただきたいと思います。公取で出されている数字なんですが

を掛けておられるか、まずこれから伺いたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 独占禁止法の課徴金制度は、昭和五十二年に導入をされまして、平成十七年の独占禁止法の改正による現行の課徴金減免制度の導入を含め、数次の改正が行われております。その運用につきましては、例えば平成二十六年度から平成三十年度までの五年間では、延べ二百四十一業者に對して計約三百七十億円の課徴金納付命令を行い、課徴金減免制度の導入以降、平成三十年度末までに三百四十八事業者に對して課徴金減免制度が適用されております。このように課徴金制度は全体的には機能しているものと承知をいたしております。

他方、現行の課徴金制度は、一律かつ画一的に算定、賦課されるため、事業者による調査協力が促進されず、また違反行為の実態に応じた適切な課徴金を賦課することができない場合が生じております。そのため、事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高め、また、事業者の経済活動や企業形態の変化が進む中で、多様化、複雑化した独占禁止法違反行為に対しても適切な課徴金を課すことができる制度とする必要があります。

今回の本法案によりまして課徴金制度等を見直すことによって、独占禁止法違反行為が一層抑止されると考へております。そして、これにより、独占禁止法の目的規定にもあるとおり、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進が図られるといふふうに考へております。

○真山勇一君 やつぱりこれから公取の方も、今回の改正でより効果的な調査ができるといふふうに期待を掛けているんじゃないかというふうに思っています。

それでは、早速、課徴金制度の方から質問をさせていただきたいと思うんです。具体的に、いろいろ数字もありますので、間違えるといけないので、お配りしております資料を御覧いただきたいと思います。公取で出されている数字なんですが

そういうことで、まずお伺いしたいんですが、今回の法改正で、いわゆるなかなかなかなかならないカルテル、談合、こうしたものを探ぐ、防止する効果というのがあるかどうか、どのぐらいの期待

れども、これを見ながら質問させていただきたいといふうに思つております。

まず、今回の改正で、課徴金制度の業種、これが一本化されると伺つております。ということは、この表で見ますと、この上の表ですね、分類が上のところに、製造業等、小売業、卸売業と書いてあります。これが一本化されるということは、この製造業等というところに集約されるといふうに理解しておりますが、それによろしいんでしょうか。

○国務大臣(宮腰光寛君) これまで小売業と卸売業に対する算定率は、これらの業種が取引を媒介し、それに対する手数料的なものとして対価を受けるという側面を持ち、結果として利益率が小さくなる特色があることなどを踏まえ設定されたものであります。

しかしながら、近年では、事業活動の多様化に伴い小売業、卸売業とその他の業種との相違が不明確になりつつあります。また、大規模な企業グループに属している違反行為者の場合、企業グループ内の他の事業者が製造した商品を購入して第三者に転売しているなど、実態としては製造業と言える者がおります。それにもかかわらず、卸売業として低い算定率が適用されてしまい、違反行為の抑止として十分でない場合があるものと承知をいたしております。

そのため、業種別算定率は廃止し、基本算定率一〇%に一本化することいたしております。

○真山勇一君 確かに、本当に現在のところを見ていると、やはり事業ビジネスというのが非常に変わつてきているといふうに思ひますので、それが製造業どれが小売業、いろんなことをやつている業態があるといふうに思ひますので、この一本化というのはそれなりの理由があるかなといふうに考えております。

それと同時に、課徴金の算定期間が現行は三年といふことが十年前まで遡るというふうに今回改定されるということなんですが、十年前まで遡るその理由ですね、それをまず説明してい

ただきたいのと、十年前までその証拠を集めるというのはなかなか大変じゃないかと思うんです

が、この辺りはどんなふうに考えておられるか、お願ひします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 現行の課徴金の算定期間は、平成三年の独占禁止法改正における課徴金の基本算定率の引上げの際に三年間とされました。これは、当時、それまでの課徴金納付命令対象事件の実行期間が平均して一年二ヶ月であり、三年を超えるものは例外的であつて、算定期間を限定しても抑止力は低下しないこと等が総合勘案されたものであります。

他方、近年、措置がとられた事件で見ますと、違反行為期間の平均年数は約四年となつていてものと承知をいたしております。また、五年を超える事件も少なくなく、中には十年近い事件も存在するものと承知いたしております。このように違反行為期間が長期化していることから、算定期間にについて最も長十年まで調査開始日から遡れることといたしました。

この十年という期間を設定いたしましたのは、違反行為期間が十年近い事件が存在することのかか、商法や会社法等のほかの法律で帳簿書類の十一年から二十六年度措置事案における推計平均値は約一三・五%というふうになつております。今はこのため基本算定率の一〇%は維持しているとありますが、そういう意見も強いようですねけれども、それは不利益をなかなかこれではそれにおさわしい金額を課すことができないのではないかといふことです。

○真山勇一君 そうすると、やはり、意見の中に年間の保存義務が課されていること、これを踏まえたものであります。

○真山勇一君 やつぱり、算定するにはそれの基になるものがないとなかなか難しいということだと思います。十年間そういうものが保存してあれば、それを基に算定できるといふうに考えられるということだと思います。分かりました。

それで、もう一回また資料の表に戻つていただきたいんですけども、その課徴金の基本算定率は原則一〇%、これは一〇%のままで改定をされ

いるものがないとなかなか難しいということだと思ふんですね。十年間そういうものが保存してあれば、それを基に算定できるといふうに考えられるといふことです。

○真山勇一君 やつぱりこれではちょっとと

ね。その辺を踏まえて、その算定率を今回一〇%据え置く形に、改定しなかつたその理由を説明してください。

○国務大臣(宮腰光寛君) 課徴金の基本算定率は、カルテルや談合などの独占禁止法違反行為によつて違反事業者が得る不当な経済的利益、すなわち不当利得をベースとして違反行為の抑止に必要な割合を定めているものであります。

今般の課徴金制度見直しに当たりまして、過去に公正取引委員会が措置をとつた事例における不當利得の推計を行つた結果、平成十七年の独占禁

止法改正におきまして算定率を六%から一〇%に引き上げたときと比較いたしまして、不当利得相当額の推計値が増加したような状況は認められませんでした。

具体的には、平成十七年改定時の推計平均値が約一六・五%であったのに対しまして、平成十六年から二十六年度措置事案における推計平均値は約一三・五%というふうになつております。今はこのため基本算定率の一〇%は維持しているとあります。

○国務大臣(宮腰光寛君) 中小企業算定率は、平成三年の独占禁止法改正時に、課徴金を一定率引き上げると小規模企業等にとって相対的に大きな経済的負担が課されること等を踏まえ、通常の算定率を軽減する制度として設定されたものであります。

○国務大臣(宮腰光寛君) 同様に、この表で見ますと、中小企業の方ので

すね、中小事業者といふうに書いてあります

が、中小事業者に対する算定率といふのはここに書いてあるこの四%ということによろしいのか、

これも改正されないで四%なのか、それからその理由というものを説明していただきたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 同様に、この表で見ますと、中小企業の方ので

すね、中小事業者といふうに書いてあります

が、中小事業者に対する算定率といふのはここに書いてあるこの四%ということによろしいのか、

これも改正されないで四%なのか、それからその理由といふことを説明していただきたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) その辺を踏まえて、その算定率を今回一〇%据え置く形に、改定しなかつたその理由を説明してください。

○国務大臣(宮腰光寛君) その辺を踏まえて、その算定率を今回一〇%据え置く形に、改定しなかつたその理由を説明してください。

○国務大臣(宮腰光寛君) その辺を踏まえて、その算定率を今回一〇%据え置く形に、改定しなかつたその理由を説明してください。

○国務大臣(宮腰光寛君) その辺を踏まえて、その算定率を今回一〇%据え置く形に、改定しなかつたその理由を説明してください。

○国務大臣(宮腰光寛君) その辺を踏まえて、その算定率を今回一〇%据え置く形に、改定しなかつたその理由を説明してください。

○国務大臣(宮腰光寛君) その辺を踏まえて、その算定率を今回一〇%据え置く形に、改定しなかつたその理由を説明してください。

いので、その辺りをどういふうにこの不当利得の回収の金額を算定するかといふのは大事な点だといふうに思います。これが機能的にやれるこ

とを期待したいといふうに思つておるんですけども。

○国務大臣(宮腰光寛君) 同様に、この表で見ますと、中小企業の方ので

すね、中小事業者といふうに書いてあります

が、中小事業者に対する算定率といふのはここに書いてあるこの四%ということによろしいのか、

これも改正されないで四%なのか、それからその理由といふものを説明していただきたいと思いま

す。

○国務大臣(宮腰光寛君) 同様に、この表で見ますと、中小企業の方ので

すね、中小事業者といふうに書いてあります

が、中小事業者に対する算定率といふのはここに書いてあるこの四%ということによろしいのか、

これも改正されないで四%なのか、それからその理由といふことを説明していただきたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 同様に、この表で見ますと、中小企業の方ので

すね、中小事業者といふうに書いてあります

が、中小事業者に対する算定率といふのはここに書いてあるこの四%ということによろしいのか、

これも改正されないで四%なのか、それからその理由といふことを説明していただきたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 同様に、この表で見ますと、中小企業の方ので

すね、中小事業者といふうに書いてあります

が、中小事業者に対する算定率といふのはここに書いてあるこの四%ということによろしいのか、

これも改正されないで四%なのか、それからその理由といふことを説明していただきたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 同様に、この表で見ますと、中小企業の方ので

すね、中小事業者といふうに書いてあります

が、中小事業者に対する算定率といふのはここに書いてあるこの四%ということによろしいのか、

に、括弧内は中小事業者に対する算定率と書いてありますね。中小事業者に対する、事業者ということになっているのですが、この場合のこの中小事業者というものは、実は中小企業基本法を見てみますと中小事業者という言葉はなくて中小企業者と書いてあるんですが、これ、違ひはあるんでしょうか。それとも同じ意味だというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

独占禁止法における中小企業、この中小事業者、これは中小企業基本法等と同様に規定されています。違ひはないということをございます。

○真山勇一君 そうすると、言葉で中小事業者と書いてあるけれども、基本法で言う中小事業者と同じ意味であるというふうな解釈でよろしいんですね。もう一回確認です。同じですね。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

同じでござります。独占禁止法ではどうしても事業者という言葉が出てくるのですから、こういう資料でこういうふうに書いておりますが、中身としては同じでござります。

○真山勇一君 やっぱり細かいことですけれども、何か書いてあるのが違うと中身が違うやうのかなというのが気になることもありますので、確認をさせていただきました。

あと、今度は資料の下の表、見直しの内容の方へ移りたいというふうに思うんですが、この減免制度、課徴金の減免申請では、右が現行制度、左が今度改正後の新しい制度になるわけですが、大きく違うのが、この協力度合いに応じた減算率というものが新たに加わった。より細かく的確なきつとこの課徴金を、減算のことをやるといふとでこうした対応が取られたというふうに思ふんですけれども、この協力度合いの基準ですね。この辺りが、最大四〇%、それから事件後ですと最大一〇%というふうになつておりますけれども、この辺り、基準の考え方というのはどういう

ものであつて、それはいつ示されるのかどうか、ありますね。中小事業者に対する算定率と書いてことになつているんですが、この場合のこの中小事業者というの、実は中小企業基本法を見てみますと中小事業者という言葉はなくて中小企業者と書いてあるんですが、これ、違ひはあるんでしょうか。それとも同じ意味だというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

独占禁止法における中小企業、この中小事業者、これは中小企業基本法等と同様に規定されています。違ひはないということをございます。

○真山勇一君 そうすると、言葉で中小事業者と書いてあるけれども、基本法で言う中小事業者と同じ意味であるというふうな解釈でよろしいんですね。もう一回確認です。同じですね。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

同じでござります。独占禁止法ではどうしても事業者という言葉が出てくるのですから、こういう資料でこういうふうに書いておりますが、中身としては同じでござります。

○真山勇一君 やっぱり細かいことですけれども、何か書いてあるのが違うと中身が違うやうのかなというのが気になることもありますので、確認をさせていただきました。

あと、今度は資料の下の表、見直しの内容の方へ移りたいというふうに思うんですが、この減免

制度、課徴金の減免申請では、右が現行制度、左が今度改正後の新しい制度になるわけですが、大きさが違うのが、この協力度合いに応じた減算率といふとでこうした対応が取られたというふうに思ふんですけれども、この協力度合いの基準ですね。この辺りが、最大四〇%、それから事件後ですと最大一〇%というふうになつておりますけれども、この辺り、基準の考え方というのはどういう

もので、その辺りを具体的にお答えいただきたいというふうに思います。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 御指摘の調査協力減算制度につきましては、公正取引委員会が本

法案の施行までに減算率の評価方法や評価基準に

関するガイドラインを整備するという目的に照らしましておりまます。その際、運用の透明性、事業者の予

見可能性の確保という観点は大変重要と考えてお

ります。ガイドラインにおいては、調査に協力するインセンティブを高めるという目的に照らしまして、また、運用の透明性及び事業者の予見可能

性を高めるという観点から、事業者の提出資料等の内容等によりまして事件の真相查明に資する程

度を評価すること、また、その評価方法を分かりやすく明らかにしてまいりたいと考えております。

また、本法案が成立した場合、課徴金減免制度の改正規定について、改正公布後一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることになります。ガイドラインについて

は、この施行までの間に周知期間を確保することとも考慮しながら、パブリックコメントを実施し

た上で策定していくことを考えておるところでござります。

今回導入する調査協力減算制度では、事業者との間で協力の内容及び減算率について共通認識を形成した上で合意することとなると考えてお

ります。この協議におきまして、公正取引委員会は、事業者の協力内容を十分確認しまして、事業者との間で協力の内容及び減算率について共通認

識を形成した上で合意することとなると考えてお

ります。

課徴金の算定基礎となる売上げの情報ですけれども、これもどこまで、公正取引委員会が何に基づいてその売上額の情報を推計していくのかといふこともありますけれども、こうしたことで、この運用がどうしても、柔軟で弾力的な運用ができるという反面、その分今度は、今回のこの改定で、公正取引委員会側の恣意的にどうか、そういう面も心配される懸念が出てくるわけですね。

こうしたことが強まるのではないかという懸念についてはどんなふうに考えておられるでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 先ほど申しますように、課徴金の減免制度における調査協力減算の例につきましては、ガイドラインにつきましては、ガイドラインによる評定がどのようにして行われるかとそういうことでございま

すが、そういうもの等が評価対象になる事項でござります。

こうした事項につきまして、事件の真相查明に資するかという観点から、それらの全てについて

の情報が具体的かつ詳細に含まれている事実や資料を提出する場合には、調査開始日の減免申請者であれば先生の提出した表にござりますようになります。

○%、調査開始日以後の減免申請者であれば二〇%という法定された最大の減算率になることに

なります。他方一部の事項に関して資料の提出のなかつた場合や事実の報告が不明確だった場合には、その内容に応じまして減算率は最大よりも低くなることになります。

こうしたことにつきましても、それらの具体的な事例、具体的に、今までの具体事例で、どういうものであればどういうものになるかということを具体的な事例を示すことにより、分かりやすく示したいと考

えています。

このように、調査協力減算制度に資するガイド

ラインを整備するとともに、事業者の間で共通認識を形成した上で運用することとなるため、御指

示すということは大事だと思います。公正さ、それが透明性ですね、そうしたものどうやって保つかという意味で大変大事じゃないかと思うふうに思うんですが、そういうことで難しさもある

きましたけれども、その協力度合いを測るのはそ

うに思っています。

○真山勇一君 今ガイドラインという言葉が出て

きましたけれども、その協力度合いを測るのはそ

うに思っています。

○真山勇一君 この辺りは、これを決めるに当たって、例えば事業者との関係でいうと、どうな

どでしたら、余地はないものであると考えておるところ

ございます。

○真山勇一君 この辺りは、これを決めるに当たって、例えば事業者からの意見が出されたり、あるいは注文が出された、あるいは不満

が出されたということになった場合、こうしたことについての協議というか話し合い、そういうことなどは考へておられるんでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) そうした推計値を求めるに当たりまして、事業者から資料を出していただきまして、事業者と十分なコミュニケーションを図つてその推定値を算出するということになると考へておるところでございます。

○真山勇一君 それから、次へ行きたいと思うのですが、けれども、よく言われることで、つまり罰金として、罰として科せられる金額の話なんですね。でも、日本では刑事罰のいわゆる罰金とそれから課徴金、いわゆる併科、両方とも科せられるということがあるわけですね。

例えば、アメリカの場合は刑事罰のみしかない。それから、EUの場合は課徴金、行政制裁金というふうに呼ばれていますけど、この課徴金しっかりと。刑事罰で罰金がある、それから課徴金も掛けられるという、いわゆる併科というのがあるのは日本のシステムとということなんですね。

これについては、二重に处罚、罰則を受けるといふことになるので、ちょっとこの辺は問題ではないかという疑惑、疑義が指摘されているわけですね。けれども、この辺りの考え方はどういうふうに見ておられるんでしょう。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 課徴金制度が導入されましたのは昭和五十二年でございますが、その昭和五十二年の独占禁止法改正の際にも、課徴金と刑事罰の併科に関して、二重处罚の関係についての議論があつたと記憶しております。

しかしながら、刑事罰といふものは、違反者の不正行為の反社会性、反徳性に着目して、これに対する制裁として科されるものでありまして、道義的な非難といふものを目的とするものでござります。

これに対しまして課徴金は行政上の措置でござりますが、違反行為を抑止するため、独占禁止法の定める手続に従いまして、違反事業者に対し

て金錢的不利益処分を課すものでございます。違反行為に対する経済的利得を徴収することによって違反行為抑止の実効を図るというものでござります。

したがいまして、このように、課徴金と刑事罰とは趣旨、目的、手続を異にするものでございます。しかし、刑事罰と併科しましても二重处罚の問題に当たるという憲法上の問題を生じるものではないと考えております。この点は、今まで裁判所の判決においても示されている考え方でござります。

○真山勇一君 分かりました。

それから、次の質問なんですが、これは今回の改正とは直接は関係しないんですけど、もう一回その資料の上方の表を見ていたら、いろいろコンビニのいわゆるフランチャイズ方式に関しても、「優越的地位の濫用」というのがありますね。これは1%ということになつております。

お伺いしたいのは、最近ちょっとコンビニのことで優越的地位の濫用ということが非常に言われてしております。下請企業ならばこの優越的地位の濫用といふのは比較的はつきりと適用がされることが多いと理解しているんですけど、そうでない場合、優越的地位の濫用といふのはなかなか難しいというふうに伺っております。

最近、この独占禁止法の中で課徴金が課せられた例というのはどんなものがあるか、ちょっとと具体的に教えていただきたいと思います。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 優越的地位の濫用がどういうふうに持つておられるでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 優越的地位の濫用に関しましては、これが課徴金の対象となりましたのは平成二十一年一月でございまして、それ以降の事案に關しては課徴金が掛けられることになつております。

その平成二十一年一月の優越的地位の濫用が徴金制度の対象となつた以降で見ますと、スープーマーケット、家電量販店、玩具量販店による納入業者に対する代金の減額や、納入業者の従業員を店舗に派遣させていた、商品の陳列等の作業を行つておられる仕組みの下で、推進商品のうちディレーリー商品に係る見切り販売を行おうとし、また行つておられる加盟店者に対して、見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もつて、加盟店者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品

を行わせるといった行為に対しまして、合計五件の課徴金付命令を課したところでござります。また、課徴金付命令以外にも排除措置命令や警告を行つてしております。

先生御質問のコンビニに関するまでも、これは課徴金導入の前でございますけれども、優越的地位の濫用を適用した例がございます。

今後とも、公正取引委員会としましては、優越的地位にある事業者がその取引の相手方に不当に不利益を与えるような独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処してまいりたいと考えております。

○真山勇一君 この委員会でも取り上げられていました。何となく私の印象では、公正取引委員会がコンビニに対して優越的地位の濫用というのを適用するのは非常に慎重な感じがしておりますけれども、やっぱり現在のいろんな情勢見たり、それから客観的に見ていても、その優越的地位の濫用というのは比較的そういう感じではない、まあ感じで適用しちゃいけないんですけど、そういう形が強まっているような気がするんですが、この辺り、優越的地位の濫用というのをもう少ししっかりと、これからいろいろビジネス、企業の形が変わってきますので、これを適用するかしないかというのはとても私は大事なことだと思います。うんですから、その辺のいわゆる意気込みはどういうふうに持つておられるでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 先ほど御答弁いたしましたように、コンビニに対しましても、これは平成二十一年でございましたが、フランチャイズエーチャーンの加盟店が經營するコンビニストアで廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟店の負担となる仕組みの下で、推進商品のうちディレーリー商品に係る見切り販売を行おうとし、また行つておられる加盟店者に対して、見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もつて、加盟店者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品

の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせていただけます。現下の情勢でいろいろフランチャイズチェーンについて御指摘もございますし、問題点の指摘もございます。私どもとしましては、個別の案件について具体的にコメントするわけではございませんが、その優越的地位にあるコンビニのフランチャイザーの方が具体的に正常な商慣習による利益でないような不当な不利益を課していると認められる場合には、優越的地位の濫用になりますので、そういう案件に関しては厳正に対応するといふ姿勢は從来から貫いているところでございます。

○真山勇一君 ありがとうございます。

それでは次に、秘匿特権について伺いたいといふふうに思います。

今回導入された新しいシステムですけれども、やつぱりこの秘匿特権については非常に機々な議論がこれまでにもされてきて、まあここへ来てようやく導入というか、こういうふうに新しい改正案の中に出でてきたということだと思うんですけど、その中で、まずちょっと伺つておきたいのは、今回カルテルだけに限定されているということですけれども、その理由について伺いたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 独占禁止法で禁止しておりますカルテル等の不当な取引制限は、秘匿特権のなかで、まずちょっと伺つておきたいのは、今回カルテルだけに限定されているということですけれども、その理由について伺いたいと思いま

違反行為であるカルテル等の不当な取引制限の行政調査手続としていると承知しております。

我が国では、いわゆる秘匿特権を認める明文上の規定はなく、このような中で、今般の法改正に合わせて、独占禁止法上の固有の事情に鑑み、カルテル等の不当な取引制限の行政調査手続に限定したものというふうに承知をいたしております。

○真山勇一君 行政手続に限定してということでしたけれども、ただ、これ、どうなんでしょうか。例えば、やっぱり協力してもらう、業者に協力してもらうということから見ますと、やっぱりこうした、まあ秘匿特権といいますかプライバシーというか、調査に關係のないところの部分についても秘匿特権を掛けるということを、これをもう少し広い範囲でやるべきではないかというような見解意見もあるんですねけれども、この辺りについてはどんなふうに考えておられるでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権が導入されることによりまして事業者が弁護士に安心して相談することで、結果として事業者のコンプライアンスの向上が期待されるという意見がある一方、証拠となり得る物件を使えなくなりまして、公正取引委員会の実態解明機能、真実発見機能を阻害するといった懸念も示されているところでございます。

今般の独占禁止法改正法案に当たりまして、新たな課徴金減免制度が導入されると、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズがより高まると考えられます。本制度は、このようなニーズに対応いたしまして、新たな課徴金減免制度をより機能させる観点から整備するものでございますので、その対象を同制度の対象違反行為であるカルテル等の不当な取引制限の行政調査手続と考えていたところでございます。このため、不当な取引制限以外の独占禁止法に関する弁護士との相談は、本制度の対象とはなりません。

しかしながら、公正取引委員会や審査官は、不

当な取引制限の行政調査におきましても違反被疑行為に関する資料の提出を求めることになりますが、調査に必要のない不当な取引制限以外の違反行為に關する事業者と弁護士との間の通信を記載した物件は、通常、提出を求めることがないと考えられます。

そういうことで、この制度はスマートに運用できるんじゃないかと考えているところでございまます。

○真山勇一君 ただ、やっぱり、じゃ調査に必要なものかどうかといういわゆる仕分ですね、これからだと思つて導入されるということで、これからだと思つてやることになるんでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) この制度の適用につきまして、この制度の適用を求める物件については、公正取引委員会の審査官が提出命令の際内容を確認せずに、判別官、判別する者でござりますが、所定の手続により一定の条件を満たすものかどうかを確認することになると考えております。

この判別官が行う判別手続については、迅速に処理するためには、独占禁止法の実務に精通した公正取引委員会の職員により実施することが適当だと考えております。

その上で、その判別手続の中立性、公正性を確保するために、判別手続は、事件調査を担当する審査局の職員ではなく、事件調査に關係ない官房の職員が実施することを考えているところでございます。また、調査に従事したことのある職員は、自らが従事した事件の判別手続にも従事しないなどのことを考えておりまして、さらに、判別手続を実施する職員には、弁護士等の法曹資格を有する人材を充てることも含めて検討していくたいと考えているところでございます。

こうした運用は今後整備することを考えておりまして、明瞭にすることにいたしますが、そういう等で明らかにすることにいたしますが、そういう

ことによりまして、判別手続の中立性、効率性というものを確保してまいりたいと思っているわけだと思います。

○真山勇一君 時間になりました。終わります。
ありがとうございます。

○浜口誠君 新しい制度なので、これからどういうふうに運用していくかということになると思うんですけれども、ただ、やっぱり今回この秘匿特権が導入されたということでは、少し世界標準というんですか、これに近づいたのかなというふうなことも言えますけれども、その辺の評価ですね。今回の改正で独占禁止法というのが、このグローバル化の時代を迎えて、世界標準と比べてどんなふうなところまで行つてあるかという評価をしているか、最後にお聞かせください。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 世界的には、制度の違いがございまして、諸外国、欧米では判例法によりまして弁護士の秘匿特権ということが確立してきたと思っておりますが、これは司法制度全体に通ずる話でございます。

それに對しまして、我が方の司法制度、行政調査の制度においては、明文で、成文で秘匿特権を規定したものはございませんでして、我が方の司法制度、行政調査制度の全般として秘匿特権を認めることには現在はなってないと思います。

そうした中で、今回、独禁法の手続において、いわゆるこういう秘匿特権を実質的に不当な取引制限について確保しようということにしたわけですが、そこには確かに違法行為の内容や違反行為者の事情等に対応して、違反抑止のために必要な制裁金等を事案に応じて賦課する仕組みとなつております。

○国務大臣(宮腰光寛君) 欧米等の諸外国で採用されている制裁金等の制度は、当局に広範な裁量を認め、個別の違反行為の内容や違反行為者の事情等に対応して、違反抑止のために必要な制裁金等を事案に応じて賦課する仕組みとなつております。

他方、我が国の独占禁止法における課徴金制度は、一律かつ画一的な算定方式により算定、賦課する非裁量的なものとなつておりますが、これによりまして、比較的簡明な制度として課徴金の額の算定に当たつては機動的、効率的に運用できるといふ利点があるものと考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

今委員の皆さんはお手元に現状の課徴金制度の概要をお配りしています。いろんな違反行為がこの課徴金制度の中には含まれておりますが、算定期率も違うと。大きく言うと四つあるんですね。不当な取引制限と、あと支配型の私的独占、あと排除型の支配独占、そして不公平な取引方法。

それぞれ、どういった定義でこの四つが分類さ

れているのか、分かりやすくそれぞれの定義を御説明していただきたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

不当な取引制限、私的独占、そして不公正な取引方法ですが、これらはそれぞれ独占禁止法二条に規定をされております。

不当な取引制限は、事業者が、他の事業者と共に、価格の引上げや生産、販売数量等について他の事業者と合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいいます。いわゆるカルテルや入札談合がこれに当たるというところでございます。

また、私的独占は、事業者が、単独であるか、他の事業者と結合、通謀してあるか、どのような方法であるかは問わず、他の事業者の事業活動を排除したり、支配したりすることで、一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為を私的独占と申します。

こうした行為のうち、事業者が、不当な低価格販売や排他的取引等の手段を用いて競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場に入れないようにする、そうした行為は排除型私的独占と呼ばれておりまして、一方、事業者が、役員の派遣でありますとか取引上の地位の不当利用などによって、他の事業者の事業活動についての自主的な決定ができないようにして自己の意思に従わせる、そういう行為が支配型私的独占と呼ばれております。

また、不公正な取引方法は、取引拒絶、不当廉売、再販価格の拘束、優越的地位の濫用、そうした公正な競争を阻害するおそれのある行為であります。課徴金の対象となるものは独占禁止法二条九項一号から五号に規定されておりまして、他の行為は同項の六号に基づいて公正取引委員会が指定しているものでございます。

○浜口誠君 非常にそれぞれの定義も異なつていいので、一つ一つしっかりと理解した上でこれ対応していくことが非常に重要だというふうに思つて

おります。

先ほど来議論ありましたけれども、今回、算定期間について、最大五年ということになつておられますけれども、見直し後は七年ということで、これも二年間延長になります。

この除斥期間を五年から七年に延ばすその背景、そして何で七年なのかと、先ほどの算定期間は十年ぐらいの違反もあるからということで十年というのが一つのガイドになつたという御説明ありましたが、今度、除斥期間についても、今は最大五年ということになつておられますけれども、見直し後は七年ということで、これも二年間延長になります。

この除斥期間を五年から七年に延ばすその背景、そして何で七年なのかと、先ほどの算定期間は十年ぐらいの違反もあるからということで十年というのが一つのガイドになつたという御説明ありましたが、今度、除斥期間についても、今は最大五年ということになつておられますけれども、見直し後は七年ということで、これも二年間延長になります。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

御指摘のその排除措置命令、課徴金納付命令の除斥期間につきましては、平成二十一年の独占禁止法改正の際に三年から五年に延長されたといふことでございますが、これは、公正取引委員会が違反行為の端緒を得た事案の中には、三年間の除斥期間が経過しているため排除措置命令、課徴金納付命令を行うことができないものがあつたといふ、それが理由で延長したということでございま

す。

一方、近年、除斥期間を五年と今しているわけですが、この規定のために、違反行為は認定できたりともかかわらず処分を行つてはならないものがあります。

また、不公正な取引方法は、取引拒絶、不当廉売、再販価格の拘束、優越的地位の濫用、そうした公正な競争を阻害するおそれのある行為であります。課徴金の対象となるものは独占禁止法二条九項一号から五号に規定されておりまして、他の行為は同項の六号に基づいて公正取引委員会が指定しているものでございます。

○浜口誠君 非常にそれぞれの定義も異なつていいので、一つ一つしっかりと理解した上でこれ対応していくことが非常に重要だというふうに思つて

直しますけれども、将来的に更にその除斥期間が延びるようなことも場合によつては検討の範囲に入つてくると、そういうスタンスを持たれている

が十年に延びましたと。いろいろ直近の違反事例なんかも踏まえた上での算定期間の十年までの延長という御説明ありましたが、一方で、除斥期間

が十年に延びましたと。いろいろ直近の違反事例なんかも踏まえた上での算定期間の十年までの延長という御説明ありましたが、一方で、除斥期間

が十年に延びましたと。いろいろ直近の違反事例なんかも踏まえた上での算定期間の十年までの延長という御説明ありましたが、一方で、除斥期間

ができない事態が生じ得ますので、本法案におきましては、あわせて、その算定期間の額が把握できぬ期間について算定期間を推定できる規定を整備しようとしております。

具体的な方法につきましては公正取引委員会規則で定めることとしておりますが、税法における推計規定の運用を参考にしまして、例えば、違反事業者本人や関係する他の事業者の違反行為にとどめでは命令ができなかつた事案があつたといふことなどがございます。今後、もしこれを延長しても更に措置をとるべき事案についてどれなかつたといふことが、例が出てきた場合には、委員御指摘のような点も更に検討することがあり得ると考えております。

○浜口誠君 分かりました。ありがとうございます。

統きました、売上高に関して、先ほども真山委員の方からも質問ありましたけれども、資料等がもうなくなつちやつて、紛失しちやつて、売上高が不明な場合について、今回、算定期間の推定規定というのが新たに導入されると、類推していくよといふことだと思つんすけれども、今回、その推定規定を入れた背景、先ほど、十年に延ばしが不明な場合について、今回、算定期間の推定規定といふのが大きな要因だと思つますけれども、その背景と、並びに、じや、具体的にその推定規定に基づいてどのような売上高の推定をしていくか、具体的な推定のやり方、これについて御説明いただきたいと思います。

○浜口誠君 是非、新たな規定ですので、しっかりと推計が公平に、そして明確にできるよう体制とやり方をしっかりとやつていただきたいなどいふうに思います。

次に、違反行為に伴う不當利益として、今回新たに算定期間の対象に談合金などか、あるいは下請受注等による売上げとか、グループ企業の売上げとかが追加されることになります。

午前中の参考人の質疑の中で、いい改定だと、そういう不當利益として談合金なんかが含まれたからと、いうのが大きな要因だと思つますけれども、その背景と、並びに、じや、具体的にその推定規定に基づいてどのような売上高の推定をしていくか、具体的な推定のやり方、これについて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、今回、算定期間を十年に延長することにしておりますが、十年に延長するわけとどめでも、一方、帳簿書類の十年間の保存義務が課されているといふことで十年ということを考えたわけですけれども、そうでありますけれども、例えれば、事業者の帳簿書類の一部が欠落している場合も考えられますし、また、公正取引委員会の調査に応じなくて算定期間を提出しなかつたりする場合、そういうことも考慮されます。そのように、適正な算定期間の把握

ができない事態が生じ得ますので、本法案におきましては、あわせて、その算定期間の額が把握できぬ期間について算定期間を推定できる規定を整備しようとしております。

具体的な方法につきましては公正取引委員会規則で定めることとしておりますが、税法における推計規定の運用を参考にしまして、例えば、違反事業者本人や関係する他の事業者の違反行為にとどめでは命令ができなかつた事案があつたといふことなどがございます。今後、もしこれを延長しても更に措置をとるべき事案についてどれなかつたといふことが、例が出てきた場合には、委員御指摘のような点も更に検討することがあり得ると考えております。

○浜口誠君 分かりました。ありがとうございます。

統きました、売上高に関して、先ほども真山委員の方からも質問ありましたけれども、資料等がもうなくなつちやつて、紛失しちやつて、売上高が不明な場合について、今回、算定期間の推定規定といふのが新たな導入されると、類推していくよといふことだと思つんすけれども、今回、その推定規定を入れた背景、先ほど、十年に延ばしが不明な場合について、今回、算定期間の推定規定といふのが大きな要因だと思つますけれども、その背景と、並びに、じや、具体的にその推定規定に基づいてどのような売上高の推定をしていくか、具体的な推定のやり方、これについて御説明いただきたいと思います。

○浜口誠君 是非、新たな規定ですので、しっかりと推計が公平に、そして明確にできるよう体制とやり方をしっかりとやつていただきたいなどいふうに思います。

次に、違反行為に伴う不當利益として、今回新たに算定期間の対象に談合金などか、あるいは下請受注等による売上げとか、グループ企業の売上げとかが追加されることになります。

午前中の参考人の質疑の中で、いい改定だと、そういう不當利益として談合金なんかが含まれたからと、いうのが大きな要因だと思つますけれども、その背景と、並びに、じや、具体的にその推定規定に基づいてどのような売上高の推定をしていくか、具体的な推定のやり方、これについて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

独占禁止法の現行の課徴金制度は、法定された算定期間に従いまして一律かつ画一的に算定、賦課されるものでございますが、事業者の経済活動や企業形態の変化が進む中で独占禁止法違反行為も多様化、複雑化してきておりまして、現行の課徴金制度では違反行為に対して適切な課徴金を賦課することができない事案が増加してきております。

このために、違反行為の抑止を図るという課徴金制度の趣旨、目的を効果的に達成するために、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう、課徴金の算定基礎に譲合金などの経済的利得でありますとか下請受注等による売上額、また一定のグループ企業の売上額これらを追加することとしております。

我が国の課徴金制度が導入されたのは昭和五十二年でございますが、その当時は事業者の事業活動が現在ほど複雑ではなく、そのような経済環境を前提といたしまして、違反抑止の必要が高いものの対象とするということ、また、不利益処分を課すということございますので、その対象となる算定基礎を限定するということから、違反行為の対象となつた商品又は役務の売上額等から生じる不当な利得、これをベースとして制度設計され、課徴金が算定されてまいつたということございます。

しかし、違反行為の多様化、複雑化が進む中で違反行為をより一層抑止していくために、今回の改正によりまして、違反対象商品等の直接の売上額ではない譲合金なども算定基礎に追加したいというものでございます。これによりまして、違反行為の実態に応じてより適切な課徴金を課すことができるようになります。このように考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

いろんな企業を取り巻く環境の変化あるいはこういった独占禁止法に係る事案の中身の変化を踏まえつつ、法律もそれに合わせて見直していくことは非常に重要だというふうに思つておりますので、引き続き、いろんな事案が出てくる、中身も精査した上で、法改正が必要であれば円滑かつスピーディに対応していくいただきたいなど、このように思います。

続きまして、違反事業を承継する場合ですけれども、事業承継する場合、これまで調査開始前に違反事業を承継した子会社に対する調査が課題というのになされていかなかつたんですけれど

も、今回の改定で、調査開始前の違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課がなされるという見直しが行われておりますが、これについても、

なぜこのタイミングで調査開始前を見直しの対象に入れたのかどうか、その点について説明をお願いします。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

現行の独占禁止法では、違反事業者が違反対象事業を譲渡等によって子会社等に承継した後、消滅した場合、事業譲渡等がその調査開始日以後に行われた場合にはその子会社等に課徴金を課すことができますけれども、その一方、調査開始日前に行われた場合にはその子会社等に課徴金を課すことはできないということでございます。

これまで調査開始前を対象としなかつた理由でございますが、これは、この規定を導入する際に、自ら違反行為を行っていない会社に対しまして他社の違反行為に係る課徴金の納付を命ぜることになりますので、これについてその対処の必要がある範囲にとどめるという慎重な制度設計がなされまして、調査開始日以後に分割又は譲渡が行われているという、こういう要件が付されたということです。

しかしながら、近年では企業の事業再編、活発化しておりますが、公正取引委員会による調査開始日前に違反事業者がその違反対象事業を譲渡等をしておりまして、そして消滅した、そのことに

今後、日本政府としてどのような対応を、今回の法改正ではその点については何ら措置はされてお

りませんけれども、今後どう対応していくお考えを持たれているのか、その点に關して、ここは官

僚大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 日本国が国際市場分

割カルテルに参加していた場合、当該日本企業は

売上額のない外国地域の当局から高額な制裁金等

が課される可能性があります。一方、公正取引委員会は、日本国内に売上額がない外国企業には課

徴金が課せません。こうした状況では、違反企

業の間で不合理、不平等な結果が生じる可能性があ

ると承知をいたしております。

そこで、今回の改定によりまして、このような問題点を解消するため、事業譲渡などが行われた

のが調査開始日の前か後かを問わず、違反事業者

が違反対象事業を子会社等に承継した後、消滅し

た場合には、当該事業を承継した子会社等に対し課徴金を課すこととしたいとこことでございます。

現行の規定におきましても、違反事業者が合併により消滅した場合には、合併が行われたのが調査開始日の前か後かを問わざず合併後に存続した事

業者に対して課徴金を課すことができるこことさ

れであります。今回の改定はこの合併の場合と同様の取扱いとするものでございます。

○浜口誠君 分かりました。

次に、今日、参考人の方、午前中やつたんです

けど、今回の独禁法の改正でここまで我が國の独

禁法がグローバルスタンダードに近づいたんす

かと、グローバルスタンダードと比較したときに

どういう点がまだまだ見直しの必要性があるんで

しょうかということを参考人のお一方にお伺いし

たときに、今回の改正でもまだできていないところ

うふうに考えております。

○浜口誠君 是非、有識者からもその点は課題だ

とう御意見も今日ございましたので、大臣の方

も今の御答弁の中で課題認識は持つていただいて

いるというふうに思つておりますので、引き続

き、どういつた対応をしていく必要があるのかど

うか、検討を重ねなければなどいうふうに

思つております。

では、続きまして、算定率に関しましてお伺い

します。

先ほど中小企業の算定率についてはより実質的な中小企業に絞り込んでいくというお話をございましたし、あと、業種別の算定率についても廃止していくということでの御説明がありました。

もう一点、算定率に関しまして、早期離脱した場合の軽減算定率、これも今回の見直しによつて廃止するということになりましたけれども、なぜ

か、その背景と理由についてお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

このように、事業譲渡等の時期によつて課徴金の徴収の可否に差異が生じるということは、課徴金対象事業者間の均衡を失するものと考えられます。

このように、事業譲渡等の時期によつて課徴金の徴収の可否に差異が生じるということは、課徴金が課せません。こうした状況では、違反企業の間で不合理、不平等な結果が生じる可能性があると承知をいたしております。

そこで、今回の改定によりまして、このような問題点を解消するため、事業譲渡などが行われたのが調査開始日の前か後かを問わず、違反事業者が違反対象事業を子会社等に承継した後、消滅し

た場合には、当該事業を承継した子会社等に対し課徴金を課すこととしたいとこことでございます。

現行の規定においても、違反事業者に対しましては、日本国内における売上額の有無にかかわらず、排除措置命令により違反行為を排除することが可能となつております。

さらに、違反行為を抑止するために課徴金を課す仕組みにつきまして、どのような方法があり得るか、今後の課題として検討する必要があるといふふうに考えております。

○浜口誠君 是非、有識者からもその点は課題だとう御意見も今日ございましたので、大臣の方も今の御答弁の中で課題認識は持つていただいています。

この日本国内に売上げのない事業者に対する不当な取扱いをしていく必要がありますので、カバーできない部分なので、ここはグローバルスタンダードからするとちょっと一步足らざる部分だという御指摘がございました。

この日本国内に売上げのない事業者に対する不当な取扱いに対しての課徴金の賦課に対しても法改正ではその点については何ら措置はされておりませんけれども、今後どう対応していくお考えを持たれているのか、その点に關して、ここは官僚大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 日本国が国際市場分

割カルテルに参加していた場合、当該日本企業は

売上額のない外国地域の当局から高額な制裁金等

が課される可能性があります。一方、公正取引委員会は、日本国内に売上額がない外国企業には課

徴金が課せません。こうした状況では、違反企

業の間で不合理、不平等な結果が生じる可能性があ

ると承知をいたしております。

反行為を開始したとしても、自発的に早期に違反行為を解消させるインセンティブを高めるという

ことを目的として、平成十七年の独占禁止法改正時に導入されたものでございます。

しかしながら、これまでの適用を見ますと、例えは入札資格を失ったという外部的要因によって違反而行為に参加できなかつた者など、自発的に違

反行為をやめた者ではない事業者に対しまして軽減算定率が適用されるなど、本来の制度趣旨にそぐわない結果となつております。このために、早期離脱に対する軽減算定率は今回廃止することといたいというものでございます。

○浜口誠君 では、引き続き、算定率について伺ひますけれども、割増し算定率について伺ひたいと思います。

今回、割増し算定率については主導的な役割の類型を追加するということで、調査妨害行為の要求等が新たな主導的役割の類型の中に追加されることになります。どういう問題意識の下にその調査妨害行為の要求というのが入つてきたのかどうか、その背景も含めて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

カルテル、入札談合などの不当な取引制限を行つた違反事業者が他の違反事業者に対しまして、違反行為の発覚やその証拠の確保を困難にする目的で、公正取引委員会による調査の際に、隠蔽、仮装行為を行うことを要求したり指示したり又は唆す場合には、隠蔽、仮装行為によつて違反行為の実効性が高められ、また違反行為の継続が容易になると考えられます。

また、現行の主導的役割の規定では違反行為をやめないことの要求などが規定されておりますが、課徴金減免制度に基づく減免報告や調査協力減算制度による協議の申出を行わないことの要求などが行われた場合、違反行為が継続する蓋然性が高くなりますので、これらの要求などは違反行為をやめないことを要求する行為と同様と考えられま

す。

このため、違反行為をより実効的に抑止する観点から、割増し算定率の適用対象となる主導的役

割を果たした事業者の対象範囲を拡大いたしました。第一に、課徴金減免制度による事業者に

資料の提出、また、調査協力減免制度における協議の申出を行わないことの要求等をした事業者に

対しましても割増し算定率を適用することとしているものでございます。

○浜口誠君 じゃ、今回追加された類型に該当するような調査妨害行為といふのはこれまでもあつたという認識でよろしいんでしょうか。いや、こ

れまではなかつたんだけれども、こういうことも想定されるからその範囲を、スコープを広げてお

こうということでの対応なのか。その点に関してお伺いしたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

今回対象になりますのは、カルテルをまさに計画する段階で、こういうことを要求するものを対象にしております。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

独占禁止法研究会の中では、ここに限りませんで、調査の中で様々なその妨害行為といふのは、行われた仮装行為などがあるのではないかということは意識されておりました。その中で、今回の改正の中で、現行の課徴金制度の中で対応できる目的で、今申し上げた二つの点を追加して規定したということです。

○浜口誠君 ありがとうございます。

あわせて、繰り返し違反ですね、繰り返し行為による違反の対象についても、繰り返し違反の適用対象についても今回整理が行われるということになつてゐるというふうに承知しておりますが、具体的なこの繰り返し違反に対する制度の見直し内容と、なぜその見直しを行なうのか、その背景も含めて御説明をお願いします。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

事業者、これは課徴金を納付してもなお違反行為を行なうインセンティブが生じるほどの利得を得ていると考へられます。したがいまして、そのよう

な違反行為を抑止するために必要な課徴金を賦課するという観点から、平成十七年の独占禁止法改

正におきまして、繰り返し違反に対する割増し算定率が導入されたというものでございます。

本改正法案では、さらに、企業グループ単位での違反行為についても、抑止効果を及ぼす観点から、過去十年以内に完全子会社が課徴金納付命令等を受けている場合、また課徴金納付命令等を受けた違反対象事業を承継している場合も繰り返し違反に対する割増し算定率を適用することとしております。

また、現行規定におきましては、同時に並行的な違反行為に対しましても繰り返し違反に対する割増し算定率が適用されますが、本法案では、最初の課徴金納付命令が出されるより前に同時に並行的な違反行為をやめている場合には、割増し算定率の対象とはしないこととしております。

これは、さきに述べました割増し算定率の適用対象を追加して抑止力を高めることと併せまして、このような改正をすることによって、違反事業者が自発的により早期に違反行為を取りやめることが一層期待できるためでございます。

○浜口誠君 ありがとうございます。

では、続ぎまして、課徴金の減免制度の方に移りたいと思います。

今お手元には、委員の皆さんのところにも减免

制度の内容について資料をお配りをしております。この減免制度、今まで申請順位に応じた減免率しかなかつたんですけども、より調査協力へのインセンティブを働かせることで、調査協力度合いに応じた減算率という考え方方が新たに付加されております。

もう先ほど来この制度の目的は御質問あつたの

で、大臣に聞こうかと思いましたがちょっとパスさせていただいて、次の質問に移りますけれども

も。

この第一位の申請順位のところは全額免除といふのは変わつていいんですね、ここだけは。なぜこの一位の申請順位の全額免除というのを維持しているのかどうか、その理由をまずお聞かせください。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

公正取引委員会が調査を開始する前の最初の減免申請、これは新たな違反行為の発見、摘発につながる重要な情報となるものでございます。いち早く減免申請を行なうインセンティブを高める観点から、現行の課徴金減免制度と同様、新たな制度についてもこの申請順位一位については全額免除するということとしているものでございます。

また、なお、海外の主要国におきましても、申請順位が一番目の事業者に对しましては全額免除といたしまして、違反行為の申出をするインセンティブを高めているということでございます。

○浜口誠君 ありがとうございます。最初に、正直者にはちゃんとインセンティブを与えるという

ことなのかなというふうに思いましたけれども、そんな中で、今回、その申請者についても、これまで上限で五社ということで明確にここまでというのが決まっていましたが、今回の見直しでその上限が撤廃され、五社に限らず六社目、七社目もこの制度の対象になるということですけれども、その上限撤廃した理由についてお聞かせください。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

今回、新たに調査協力減免制度が導入されるわけでございますが、これと併せて考えますと、事業者の調査協力インセンティブを高めて、より効率的、効果的なカルテル、入札談合の発見、また事件の真相解明を図るために、できるだけ多くの調査対象事業者に眞実の報告と資料の提出の機会を与えることが課徴金減免制度の改正の趣旨にかなうものと考えまして、このため減免申請者数

の上限を今回撤廃する」ととしているというものでございます。

○浜口誠君 じゃ、もう何社でもあれなんですね、もう上限ないですから、申請があつて認めれば、もう何社でもこの制度の適用対象になると、そういう理解をいたしました。

その上でですけれども、先ほど来少し議論があ

りましたけれども、今回は調査前と調査後でその調査協力減算率というものが変わっています。調査

前は最大四〇%、調査後は最大二〇%ということになつていますけれども、これ調査前と調査後でそれぞれ最大の減算率をえていますけれども、なぜ変えているのかということ、四〇と二〇のこの数字の根拠がもしあればお聞かせいただきたい

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

減免申請順位に応じた減算率とその調査協力に応じた減算率の数値の合計につきましては、例えば、その調査開始日前の二番目の減免申請者に対しましては、現行の五〇%、現行は五〇%でござりますが、これを引き上げまして最大で六〇%まで付与することとしております。その上で、減免申請後においても調査に協力して必要な資料等を提出するインセンティブを確保するために、調査協力の度合いに応じた減算率を二〇%として、二倍の差を設けることいたしました。

また、この調査協力の度合いに応じた減算率につきましては、減免申請順位と関連付けて設定する必要性はないと考えられますので、同程度の調査協力をした者は同程度の減算率を追加するこれが適当であると考えまして、調査開始日前の減免申請者の減算率の上限は一律に最大四〇%としております。

他方、その調査開始日前の減免申請者が提供する情報につきましては、課徴金に係る違反行為を立証する情報と立入検査を行う上で必要となる情報、この両方が含まれております。一方、調査開

始日以後の減免申請者が提供する情報には、立入検査を行う上で必要となる情報というものは含まれないことになりますので、調査開始日以後の

減免申請者の調査協力の度合いに応じた減算率の上限につきましては、調査開始日前の減免申請者の半分といたしますして、一律に最大二〇%としているものでございます。

○浜口誠君 ありがとうございます。現行との違いは今の説明で理解することができます。ある

りがとうございます。

その中で、今回、減算率をどう評価するか、ど

う減算率を決めていくのかというのがやつぱり非

常に重要だというふうに思っています。

先ほど来、ガイドラインも作って、その基準で

も含めて担保していくといふことですが、これ

まつた。しっかりとやつていただきたいんですけど、その実際の協議する場、どういった体制で

この減算率を最大四割 調査開始前だつたら四割

付与するわけですが、どういう協議体制でやつていくのかどうかというのをまず知りたいと

いうのと、あと、今日、参考人の、これ経営者団体の方からは、より具体的なその事例をガイドラ

インに列举してほしいと。こういう場合はこうい

を図るという観点を重視して対応していかないと考えているところでございます。

それから、ガイドラインの具体的な内容でございまが、違反行為の対象に係るもの、違反行為の態様、内容に関するもの等の評価対象となる事項につきまして、事件の真相解明に資するかどうかという観点から、それらについての全ての情報がいるものでございます。

○浜口誠君 ありがとうございます。現行との違いは今の説明で理解することができます。ある

りがとうございます。

その中で、今回、減算率をどう評価するか、ど

う減算率を決めていくのかというのがやつぱり非

常に重要だというふうに思っています。

先ほど来、ガイドラインも作って、その基準で

も含めて担保していくといふことですが、これ

まつた。しっかりとやつていただきたいと考

えておりません。

○浜口誠君 是非、杉本委員長を先頭にリーダー

シップ取つていただいて、ガイドライン、非常に重要な道しるべになると思いますので、しっかりと

としたものを作つていただきたいなというふうに思つております。

○浜口誠君 是非、杉本委員長を先頭にリーダー

の政府としてのサポート体制をどのようにやっていくのか、その一点について宮腰大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 個々の企業におきましては、公正取引委員会によるコンプライアンスが推進されることは、独占禁止法違反行為の未然防止につながり、市場における公正かつ自由な競争を一層推進するものであると考えております。

このような観点から、公正取引委員会は、企業におけるコンプライアンスの状況について数次にわたる実態調査を行いまして、コンプライアンスにつきまして、事件の真相解明に資するかどうか

という観点から、それらについての全ての情報がいるものでございます。

○浜口誠君 ありがとうございます。現行との違いは今の説明で理解することができます。ある

りがとうございます。

その中で、今回、減算率をどう評価するか、ど

う減算率を決めていくのかというのがやつぱり非

常に重要だというふうに思っています。

先ほど来、ガイドラインも作って、その基準で

も含めて担保していくといふことですが、これ

まつた。しっかりとやつていただきたいと考

えておりません。

○浜口誠君 是非、杉本委員長を先頭にリーダー

シップ取つていただいて、ガイドライン、非常に重要な道しるべになると思いますので、しっかりと

お伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 御指摘の独占禁止法研究会報告書におきましては、調査妨害行為が行われた場合には、カルテル等の違反行為に対し課される課徴金について、算定率を割り増して賦課する制度が提言されていたと承知をいたしております。

公正取引委員会はこれを受けて検討を行つたものの、現行独占禁止法の課徴金は違反行為により生ずる不当利得をベースとして課されるものである一方、調査妨害行為はカルテル等の違反行為そのものではなく事後的な行為であります。こうした事後的な行為の評価を加えて課徴金の割増しを行うことについては、現行の課徴金制度の枠組みとの整合性についてなお慎重な検討を要するとの結論となつたものと承知をいたしております。

他方、本法案においては、その提言を踏まえ、違反行為において主導的役割を果たした事業者の対象範囲を拡大をし、他の違反事業者に隠蔽、仮装行為を要求した事業者や、課徴金減免制度を利用した資料の提出等や調査協力減算制度を利用した協議の申出等を行わないことを要求等した事業者に対しても割増し算定率を適用することにより、調査妨害行為を伴う違反行為の抑止が図られるものというふうに考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。引き続き、検討も深めていただきたいなというふうに思つております。

続きまして、資料に、皆さんの方にもお配りしているんですけれども、検査妨害等に係る刑事罰の今回の厳罰化を行つていくということで、いろいろ、法律の第九十四条、九十五条等での見直しが行われることになります。この検査妨害罪あるいは一般調査の拒否等の罪ということで、とりわけ、これまで行為者が処罰の対象だったのに、今回は法人という新たな法人等が加わつたりしてしまいますし、その刑事罰についても、法人については三百万円以下から今回見直しによつて二億円以下という非常に大きな額にまで厳罰化が行われる

ことになります。

こういった厳罰化によつて具体的に抑止力がどこまで高まるという認識を政府として、公取として持たれているのか。その厳罰化に踏み切った背景と、抑止力という観点でどこまで抑止力を高まるという認識を持たれているのか、その二点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 御指摘のとおり、本法案におきましては、独占禁止法第四十条に規定された調査に対する妨害等の行為に科せられる罰金額の上限を二十万円以下から三百万円以下に引き上げまして、第四十七条に規定される強制処分に対する検査妨害罪における法人等に対する罰金額の上限を三百万円以下から二億円以下に引き上げることとしております。

公正取引委員会の調査権限は、独占禁止法違反被疑事件の調査や一般調査を行つて当たり、証拠収集等のために必要不可欠な権限であります。この権限の実効性を確保するため、刑罰が規定をされております。

しかしながら、公正取引委員会が事件調査を行うに際しまして、検査先の事業者等によって証拠破棄等の妨害行為がなされる事例が存在すると承知をしております。また、今後、公正取引委員会が一般調査の権限を行使する機会も生じ得ます。この権限の実効性を確保するため、刑罰が規定をされております。

この延滞金の割合につきましては、現在の低金利の状況を踏まえまして、今回の法改正を機に事業者の負担を軽減する観点から、その時々の金利の状況に応じて政令で定めて引き下げることができるものとするということでございます。

他の経済法令における検査妨害等に対する罰則の水準、例えば金融商品取引法第二百七条における罰則は低い水準にとどまつているため、調査権限の実効性の十分な確保が必要であるというふうに考えております。

今回、これらの罰則規定を改正することによりまして、公正取引委員会による調査の実効性が高まることは、立入検査の妨害行為に対し二億円以下の罰則を設けておりますが、これらに比して独占禁止法における罰則は低い水準にとどまつているため、調査権限の実効性の十分な確保が必要であるというふうに考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。嚴罰化することによつて少しでもこういった違反行為がなく

なることにつながつていけばいいかなというふうに思つておりますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

続きまして、課徴金の延滞金の利率についても持たれているのか。その厳罰化に踏み切った背景と、抑止力という観点でどこまで抑止力を高まるという認識を持たれているのか、その二点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 本法案におきましては、独占禁止法第四十条に規定された調査に対する妨害等の行為に科せられる罰金額の上限を二十万円以下から三百万円以下に引き上げを今回実施する予定になつてあるのか、その点についてお伺いします。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

現行の独占禁止法では、課徴金を納期限までに納付しない者に対して課徴金の納付について督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につきまして年一四・五%の割合で、その納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができると定められております。

この延滞金の割合につきましては、現在の低金利の状況を踏まえまして、今回の法改正を機に事業者の負担を軽減する観点から、その時々の金利の状況に応じて政令で定めて引き下げることができるものとするということでございます。

具体的には、今般の改正におきまして、延滞金の割合を年一四・五%を超えない範囲内において政令で定める割合とすることにしております。政令の規定の内容につきましては、今後検討の必要としては、立入検査の妨害行為に対し二億円以下の罰則を設けておりますが、これらに比して独占禁止法における罰則は低い水準にとどまつているため、調査権限の実効性の十分な確保が必要であるというふうに考えております。

○浜口誠君 今の金利の状況を考えれば、これまで一四・五%ですか、非常に高い利率で対応していましたということなので、見直しの必要性はあるのかなど、いろいろ感じております。

今回、いろいろな改正が行われます。課徴金の見直しもありますし、先ほど、これから議論しま

か、その点をどう見ておられるのか。実際、いろんな変化がある中で公取の皆さんの対応工数が増えたときに、しっかりとした要員管理も含めて、要員体制も含めて対応するような計画をなさるのかどうか。

ちょっとと変化点が非常に大きいんではないかなというふうに思つてはいるのですから、その点どのようなお考えを持たれているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今般の調査協力減算制度の導入によりまして、事業者と公正取引委員会との間で調査協力の内容等について協議、合意する仕組みを導入をいたします。

これによりまして、その協議、合意のために要する業務量は追加することが見込まれますが、一方で、事業者から調査協力が得られることがあります。これまでの供述聴取等のために要していた業務量は減少する見込みです。これらによりまして業務量が総体として増加するか減少するかは、事業者の調査協力がどの程度得られるか等によるため、一概にお答えすることはできませんが、業務量が増加する場合であつても、まずは公正取引委員会において必要な業務量に対応できるよう効率的な業務遂行に努めていくものと承知をしております。

その上で、必要に応じて、厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用等に必要な人員及び体制の確保、充実に努めてまいりたいと考えております。

○浜口誠君 是非、公正取引委員会として、見直し後の対応工数がどう変化するのか、これはしっかりと押さえていただいた上で、必要な措置をお願い申し上げたいというふうに思つております。

あわせてですけれども、今回の改正内容は非常に多岐にわたっておりますし、実際に、企業を始めとする事業者の方に変更内容をしっかりと周知徹底していくことも非常に重要な点かというふうに思つております。これまでも独占禁止法の内容が変更になつたときにはそういった周知徹底というのを行つてこられたというふうに思つております

が、今回の変更内容についてどのような形で事業者の皆さんに周知徹底を図っていくのか、その手法についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 改正法案が成立した場合には、その改正内容とともに、法運用の考え方等について十分周知していくことが重要であると考えております。

本法案におきましては、一部を除き、公布から一年六ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。そのため、公正取引委員会においてその施行までの間に、政令、委員会規則、ガイドライン等の整備を行いつつ事業者向けの説明会を開催するなど、関係者の理解を得られるよう、十分な周知活動を行っていくものと考えております。

○浜口誠君 是非、十分な周知活動をしつかりと行つていただき、法改正の内容であつたり目的についても是非事業者の皆さんと共有化していただくことをお願い申し上げたいと思います。

では、続きまして、秘匿特権に関する質問させていただきます。

まず最初は、この秘匿特権についても、欧米の秘匿特権の制度と日本の制度の違い、欧米の方も非常にこういった制度は進んでいるという認識を私自身は持つてあるものですから、欧米の制度と日本の制度の違い、もし違ひがあるとすればその違ひはなぜ日本の方にあるのかという、その違ひが生まれている背景も含めて、欧米との違いについてお伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人(杉本和行君) いわゆる弁護士・依頼者秘匿特権とは、英米を中心に判例法により形成されてきた権利であるものと認識しております。したがいまして、その解釈や運用等は国や地域によつて異なるところがあるものと承知しております。他方、我が国におきましては、秘匿特権を認める明文上の規定はなく、独占禁止法上においてもこうした秘匿特権は認められていないところでございます。

○浜口誠君 今回、秘匿特権が、運用に当たつ

て、法制度一般に関わることでござりますので一概にはお答えできることでござりますけれども、今申し上げましたように、欧米においては判例法から形成された権利であるのに対しまして、日本におきましては、やはりその司法制度のつくられ方といいますか、全般の体系が異なつております。日本においては、やはりその司法制度のつくられ方といいますか、全般の体系が異なつております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

今回、弁護士・依頼者間秘匿特権については、独禁法第七十六条に基づいた規則、指針に基づいて制度を整備していくことになりますけれども、そもそも、こういう弁護士・依頼者間の秘匿特権について、こういう制度をつくると、そういう動きになつた背景、あわせて、今回の制度ができることによって事業者にとってどのようなメリットがあるのか、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今般の法改正によりまして課徴金減免制度が見直されることになれば、事業者が公正取引委員会の調査に協力するかを判断するために、また、調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するという事業者のニーズがより高まると考えております。

お尋ねの制度はこうしたニーズに対応するものであり、新たな課徴金減免制度をより機能させる観点とともに、外部の弁護士との相談に係る法的措置を規定することにしたのか、その点をまず伺いたいのと、実際、その濫用防止措置を実務で実施する、対応される方は判別官の方がなされるというふうに思いますが、この判別官の方がなされども、このような対応を今回の中止措置を実務で実施していくのか、この二点、御説明をお願いします。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

て、やはり手続の透明性ですか信頼性、こういったもの、あるいは予見性、これをしっかりと担保していくことが非常に重要ではないかななどいうふうに思つております。

こうした信頼性だとか透明性を担保していくに当たって、どのような対応をやろうと考えておられるのか、この点に關して御説明をお願いしたいと思います。

○政府特別補佐人(杉本和行君) お尋ねの制度を整備するに当たりまして、その具体的な取扱いについては公正取引委員会が整備する指針等において明確化をいたしまして、制度の透明性や予見性を確保することとしたいと考えております。

この指針等の作成に当たりましては、関係省庁、関係団体と意見交換を行いますとともに、本制度の導入までの間に、周知期間も考慮した上

で、指針等についてのパブリックコメントも実施して広く意見を求めた上で策定したいと考えているところでございます。

○浜口誠君 是非パブリックコメントも実施していただきながら、指針の取りまとめはお願いしたいというふうに思つております。

今回の制度を運用するに当たりまして、濫用防止措置もとられるということになつてていると思ひます。そもそも、この濫用防止措置をとらなきやいけない、どういう懸念点があるからこういった措置を規定することにしたのか、その点をまず伺いたいのと、実際、その濫用防止措置を実務で実施する、対応される方は判別官の方がなされるというふうに思いますが、この二点、御説明をお願いします。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回、この制度は事業者と弁護士との間での秘密の通信内容を記載した物件が対象になつておりますけれども、供述は対象外といふことになつておりますけれども、物件だけが対象で供述は対象から外しているその理由についてお伺いしたいと思います。

○浜口誠君 あわせて、制度の運用面でもう一つ

聞きたいと思います。

今回の秘匿特権の対象については、事業者の方と弁護士の間での秘密の通信内容を記載した物件が対象になつておりますけれども、供述は対象外といふことになつておりますけれども、物件だけが対象で供述は対象から外しているその理由についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

仮に事業者が、お尋ねの制度、この制度を理由としまして、例えば、他者との会合の内容が記載された文書などを弁護士との相談が記載されたものと主張しまして、その内容の確認がありますとか提出を拒んだ場合には、審査官はその違反行為を立証するための事実の収集が困難になると、そういうふた懸念があるということでございます。このため、審査官は提出命令の際に、そうしたその主張があつた文書についてですが、内容の確認はいたしませんが、判別官が所定の手続によつて、そうした文書について一定の条件を満たすものであるかどうか、これを確認する濫用防止措置を設けることとしているものでございます。

この場合に、判別官は一定の条件を満たすことになりますして、それが確認できた物件については事業者に還付することとなります。一方、一定の条件を満たしていないということが確認された物件につきましては審査官に移管するという

ことになりますして、審査官はそうした文書については事件審査の証拠に利用できるということになると、いうことでございます。

○浜口誠君 あわせて、制度の運用面でもう一つ聞きたいと思います。

今回の秘匿特権の対象については、事業者の方と弁護士の間での秘密の通信内容を記載した物件が対象になつておりますけれども、供述は対象外といふことになつておりますけれども、物件だけが対象で供述は対象から外しているその理由についてお伺いしたいと思います。

○浜口誠君 お答え申し上げます。

○浜口誠君 では、続きまして、デジタルプラットフォーマーに関連してお伺いしたいと思います。

本会議の質問でも宮腰大臣にお伺いしましたけれども、デジタルプラットフォーマー、この適正な取引、中小企業との間でも適正な取引をしていくためにもしっかりと対応が必要だなというふうに思っています。

今回、公正取引委員会として、こうしたデジタルプラットフォーマーと呼ばれる皆さんに対しても、取引の公平性だと透明性を担保するために今後どのような対応を行っていく予定にしているのか。

今日、参考人の方に聞いたら、スピードが大事だとおっしゃっておられました。スピード感を持つてやるのが非常に、デジタルの世界もどんどん技術も進歩しているから、スピード感を持つてやるのが非常に重要ですというような御指摘もありましたがけれども、今後のデジタルプラットフォーマーに対しての公正取引委員会としての対応、スタンスについて、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 公正取引委員会は、本年一月からデジタルプラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査を開始をいたしております。内容は、オンラインモール運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、それからアブリストア運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、そしてデジタルプラットフォームサービスの利用者、これは消費者もありますが、に対するアンケート調査であります。

当該実態調査は本年四月に中間報告を行ったところですが、引き続き公正取引委員会において、プラットフォームの運営事業者がプラットフォームを利用せざるを得ない利用事業者に対し不正当な不利益を与えていないかなどといった観点から実態の把握を行い、独占禁止法上の考え方の整理を進めていくものと承知をいたしております。

また、本年三月に内閣官房にデジタル市場競争評価体制準備室が設置されたところであります。

当面はこの準備室を中心に取引環境の透明性、公正性確保に向けたルール整備等について具体的な検討が進められ、公正取引委員会としても、このような検討に積極的に参画していくものと承知をいたしております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

あわせて、そのデジタルプラットフォーマーのデータの移転ですか開放に関連してどのように課題認識を政府として持たれているのかどうか。そうしたデータの移転や開放に対して今後どのように対応を公正取引委員会としてやろうと考えておられるのか。

これ、通告していないんですけど、今日の午前中の参考人質疑の中で、来年の通常国会で独禁法を補完するような新法を政府は考えているんやないかというような御指摘今日はあつたんですけれども、何かそのような動きも来年の通常国会へ向けては予定されているのかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) デジタルプラットフォームに集積されたデータにつきまして、利用者の安全、安心を確保しつつ、自由、円滑、簡易に再利用できるような仕組みが重要となつております。内容は、オンラインモール運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、それからアブリストア運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、そしてデジタルプラットフォームサービスの利用者、これは消費者もありますが、に対するアンケート調査であります。

当該実態調査は本年四月に中間報告を行ったところですが、引き続き公正取引委員会において、プラットフォームの運営事業者がプラットフォームを利用せざるを得ない利用事業者に対し不正当な不利益を与えていないかなどといった観点から実態の把握を行い、独占禁止法上の考え方の整理を進めていくものと承知をいたしております。

○石井章君 日本維新の会・希望の党、石井章でございます。

通告に従いまして御質問したいと思います。日本の経済状態も、世界的なグローバル化に伴いまして国際的なカルテル案件なども急増しております。そういう中での独禁法の調査事案も当然ながら国際化しながら、そのための今回は法改正になつていています。

そうした中で、独禁法の核を成す部分に關しましては国際的な整合性が大変重要な要素として、これまでも経済界などからはこれを求める声が上がつておりました。もちろん、企業の国際競争力にも多大な影響を及ぼすものだと思います。これまで我が国では弁護士と依頼者間の秘匿特権が認められていました。この権利は、欧米はもとより、新興国あるいは中国、韓国でも認められており、企業は他の企業と比べまして国内外の調査事業や訴訟案件においては非常に不利な状況となつております。海外における事業活動に悪影響を及ぼしておられた側面は否めません。

例えば、先ほど委員会で川田参考人がおつしやつておられましたけれども、米国の民事訴訟では、当該の外国企業がその母国で秘匿特権が保障されていない場合には秘匿特権が認められない傾向にある。弁護士への相談内容等がディスク

バリー制度の対象になり得るために、弁護士への相談もままならない要素があるとのことであります。これは午前中の参考人質疑でそうおっしゃつたデータの移転・開放等の在り方に關するオプションが公表されております。

本年五月には、デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会が取りまとめたデータの移転・開放等の在り方に關するオプションが公表されております。

今後は、内閣官房に設置されたデジタル市場競争評価体制準備室を中心に具体的な検討が進められていくものと承知をしておりまして、先生の最後の御質問については、まだ今の段階でどうのことうの言えるようなことではないのではないかと思つております。

本改正案は、調査協力インセンティブを高める課徴金の減免制度の改正を核としておりますが、あわせて、規制等によって秘匿特権も実質的には認めていくこととされました。秘匿特権については、先ほどから御質問出ていますが、法体系全体への影響が著しいという理由から法制化は見送られまして、規制や指針に止めることになったことは承知しております。

そこで、今後は、法制化はもとより、適用対象を不当な取引制限に限定することなく優越的地位の濫用にも拡大することや、犯則手続においてもその保護が図られるよう更なる検討を行っていくべきと考えますが、宮腰内閣府特命大臣、御答弁お願いいたします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 仮にお尋ねの制度の対象を独占禁止法の全ての違反行為類型に拡大をした場合、例えば、特に中小企業が被害者となることが多い違反行為類型である優越的地位の濫用においては、新たな課徴金減免制度のような調査協力をインセンティブを高めるその制度が整備されないため、従前と比較して審査期間の長期化を招くことが想定されます。そのため、被害を被つている中小企業の利益の迅速な確保が困難となるおそれがあり、この点、中小企業や消費者関係団体から御要望をいただいているところであります。

また、カルテル等の不当な取引制限が新たな課徴金減免制度の対象となつてはいるといつた独占禁止法固有の事情を離れて、対象範囲を独占禁止法の違反行為類型に拡大をしたり犯則調査手続にも拡大した場合、本制度は一般的、普遍的なものとして位置付けられることとなります。しかし、その場合には、我が国ではいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権を認める明文上の規定はないことが多いとの整合性が問題となるほか、他の行政調査手続や司法手続に及ぼす影響についても懸念されます。

公正取引委員会においては、本制度の運用開始後の状況を踏まえ、対象範囲の拡大について早急に得ます。そのような中で、今回の法改正において、私は基本的には非常に意義深いと高く評価するものであります。

に検討するものと承知をいたしております。その際には、他法令への影響を及ぼすことがないよう留意するなど、以上のような懸念を踏まえ、慎重に対応していくものと承知をいたしております。

○石井章君 ありがとうございます。今回の法改正に関しては、意義深いものとして大変高く評価しております。

先ほど来、こういったものを周知徹底するという御答弁もいただいておりますけれども、その周知徹底の方法なんですが、幾らかべど末端の企業までにはなかなか届きにくいし、例えば地方自治体に任せる案件でもないし、例えば商工会議所とか商工会を通すのか、そういった、具体的にどうか商工会を通すのか、といった、具体的にどういった方法で周知徹底をするのか。これは質問内容の項目に入っていますが、まずそこで御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

もちろん法改正、今回成立して以降ということでおございますが、その場合には、前回の法改正が成立した場合には、全国で公正取引委員会実施の説明会のほか、求めて応じて説明会を開催するなど、大きなものでも二十か所程度で説明会を開催しております。したがいまして、そうした公正取引委員会主催の説明会に加えて、各種団体での説明会に職員が赴いて説明をする、そうした形で広く周知を図っていきたいと考えております。

○石井章君 ありがとうございます。そういう要望があれば出向いて説明すると。各種団体、こつち来いよじやなくて、御自分から説明に行くということでありますね。ありがとうございます。

そこで、今回の改正によりまして秘匿特権を実質的に認められたことは、海外からの投資の促進、あるいは外国企業の資本の呼び込みや対内直接投資などの推進、我が国のイノベーション創造の技術集積の高付加価値化を促進させるための日本成長戦略にも大きく寄与するものと思われます。

そこで、特に経済界からは、本改正法が成立後速やかに、独禁法の規則において実質的に秘匿特権が認められていることを迅速に、明確に、かつ具体的な形で海外に向けて発信してもらいたいと希望が出ておりますが、その点についていかがでしょうか。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

この制度は、独占禁止法七十六条に基づく規則、指針などによりまして審査手続の一環として整備するものでございますが、この規則等の策定に当たりましては、周知期間も考慮した上でパブリックコメントを実施することにしておりますが、その際には、英訳したものも示した上で、海外諸国も含めて広く意見等を求めることにしたいというふうに考えております。また、規則等の成案を公表するに当たりましても英訳したものを併せて公表する、そのことによって海外への周知も図っていきたいというふうに考えております。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げま

す。

こうした取組によりまして、海外諸国においても本制度の内容が適切に理解されるようしっかりと周知を行っていきたいと考えておりますし、また、公正取引委員会は各種の意見交換などを実行しております。既に、日米の意見交換ではこうした制度が導入されるということをアメリカ司法省や連邦取引委員会にも伝え、こういう制度が導入されることをアメリカ側からも評価を受けているところでございますので、これからも引き続きしっかりと周知活動を行っていきたいと考えております。

○石井章君 ありがとうございます。そういうことでありますね。ありがとうございます。

今回の独禁法改正案において、公取は、事業者と当局、いわゆる公取が対立、対峙する関係じやんなくて協力し合っていくということをずっと、答弁の中でもその答えが聞けるわけなんですが、同じ方向を向いて努力していく、いわゆる事業者に寄り添いながら違反を取り締まっていくと。違反者に寄り添うんじやなくて、そういうたまともな事業者さんのいろんな意見があればそれに寄り添

うとうような考え方であります。それはすばらしいことだと思います。

現在の供述聴取に依存したクローズな調査からは転換して、より報告命令を活用する方向とすべきであり、中身はですよ、独禁法の手続保障に関する調査事案の関係者に対する防御権の整備は喫緊の課題であると思います。

○石井章君 ありがとうございます。

時間ないので、最後の質問なんですけれども、G A F Aなどの、先ほど浜口先生の方からもデジタルプラットフォーマーについて質問あります。個人データを世界規模で寡占しておる、それを消費者の同意なくターゲティング広告などに利用していることが世界的な問題となつております。アマゾンジャパンが食品や日用品メーカーなどに対して、同社の通販サイトで販売した金額の1%から5%の協力金を支払うよう強要、無理やりさせたことにつきましては、全ての場合といふことじやないんでしょうかけれども、それを認めますと、特に任意の供述聴取については早急な検討が必要だと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(南部利之君) お答えいたします。

御指摘ございました供述聴取時の弁護士の立会

いであるとか、供述聴取過程を録音、録画すると、いつたことにつきましては、全ての場合といふことじやないんでしょうかけれども、それを認めますと、調査対象事業者の従業員の方がその供述内容を弁護士を通じて、あるいは録音、録画されると、消費者の同意なくターゲティング広告などに利用していることが世界的な問題となつております。アマゾンジャパンが食品や日用品メーカーなどには協力金相当額の販促費用を納めるように要請したケースなども現実的にあるわけであります。政府も、これからデジタルプラットフォーマー問題への対策、その大切さを認識し、現在調査を進めているところだと存じますけれども、切迫したこの問題への迅速な対策が必要であります。独禁法の見地からも何らかの規制を早急に加えるべきだと考えております。

業界などからは、G A F Aの契約において、不当な圧力を受けないような、現在は秘匿、非公開となつてある取引契約の重要事項について開示の義務付けなどの対策が求められておりますけれども、いかがでしょうか。質問いたします。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

御指摘の開示の義務付けなどにつきましては、経済産業省、公正取引委員会と総務省が事務局となつて開催しました有識者検討会において検討を行いまして、今年五月に取引環境の公正性、透明性確保に向けたルール整備の在り方にに関するオプションを公表しております。その中では、独占禁

止法違反の未然防止のための規律、利用者の合理的選択を促すための規律、また利用者のスイッチングコストを下げるための規律といった観点から、プラットフォーマーに対して一定の開示、明示義務を検討するということを提言しているところでございます。

今後は、内閣官房に設置されましたデジタル市場競争評価体制準備室を中心に更に具体的な検討が行われていくものと承知しております。

○石井章君 ありがとうございました。

○岩渕友君 日本共産党的岩渕友です。

独占禁止法の改正案についてお聞きをいたしました。

まず、課徴金制度について伺います。

本法案で、中小企業算定率を適用する事業者が実質的な中小企業に限定をされるということになります。中小企業算定率は一九九一年に行われた改正で設けられたもので、中小企業の算定率は四%となっています。

それでは、中小企業とは一体どういう定義なのかといふと、中小企業基本法の資本金三億円以下、従業員三百人以下を援用しているということです、大企業の子会社であるとかグループ会社にもこの中小企業算定率が適用をされるということになります。

この中小企業算定率が適用をされている中小企業のうち、大企業の子会社やグループ会社が何件あるでしょうか。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

平成二十一年度から二十七年度までの間でございますが、大企業グループに属しているにもかかわらず中小企業算定率が適用された事例は、事業者数にして延べ四十三件でございます。

○岩渕友君 実際の中小企業算定率の適用事例が独占禁止法研究会の報告書の中にも掲載をされておりますけれども、この中身を見ますと、住友電気工業グループであるとか昭和電線ホールディングスグループだとか、あとは古河電気工業グル

ープ、こうしたところが名前を連ねております。

大企業の子会社など、実質的には中小企業と言えない事業者にまで中小企業算定率が適用をされているこの実情を踏まえて、今回の本法案の中で

は、中小企業算定率を適用する事業者を課徴金制度の趣旨、目的に合致する範囲に限定されることでございます。

今後は、内閣官房に設置されましたデジタル市

場競争評価体制準備室を中心更に具体的な検討が行われていくものと承知しております。

えない事業者にまで中小企業算定率が適用をされているこの実情を踏まえて、今回の本法案の中では、中小企業算定率を適用する事業者を課徴金制度の趣旨、目的に合致する範囲に限定されることでございます。

また、これまで早期離脱に対する軽減措置が講じられていましたけれども、研究会の報告書を見ますと、適用実績を見ると入札資格の喪失によつて違反行為に参加できなくなつた場合など、自発的に違反行為をやめたものではない事業者に対する適用例がほとんどだというふうにして、見直しが必要だということが報告書の中で指摘をされていました。

実際、この報告書の中に適用事例が一覧表になつてあるんですけれども、それを見てみますと、指摘されているとおり、違反対象事業を譲渡したため違反行為を取りやめたものなどがいろいろ書かれていて、ちょっと自発的とは言えないといふ実態があります。早期離脱も今回の改正で廃止となりますけれども、これも実態に合つたもので、廃止は当然だというふうに考えます。

本法案では、割増し算定率の適用が検討をされています。繰り返し違反及び主導的役割に対する割増し算定率は現行ではそれぞれ原則一五%で、いざれにも該当する場合は原則二〇%ということがあります。

この中小企業算定率が適用をされている中小企業のうち、大企業の子会社やグループ会社が何件あるでしょうか。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

平成二十一年度から二十七年度までの間でございますが、大企業グループに属しているにもかかわらず中小企業算定率が適用された事例は、事業者数にして延べ四十三件でございます。

○岩渕友君 実際の中小企業算定率の適用事例が独占禁止法研究会の報告書の中にも掲載をされておりますけれども、この中身を見ますと、住友電気工業グループであるとか昭和電線ホールディングスグループだとか、あとは古河電気工業グル

ープ、こうしたところが名前を連ねております。

これが適当と考えられるというふうにされています。

日本における企業グループ単位での繰り返しの違反事例が何件かということ、不当利得の平均値が幾らなのか、お答えください。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

〔委員長退席、理事浜口誠君着席〕

平成十六年度から平成二十六年度までの間でござりますが、企業グループ単位で見た場合、繰り返し違反に該当する事業者が含まれる事件、これが九件ございます。また、この不当利得の平均値は二一・九%でございました。

○岩渕友君 今二一・九%とありましたけれども、不当利得率の平均値が高くなっています。

それで、諸外国では繰り返し違反に対する割増し算定率が企業グループ単位で適用をされていると。日本においても企業グループ単位で割増し適用をするべきではないかと思つんすけれども、どうでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 今般の課徴金制度の見直しにおきまして、企業グループ単位での違反行為についても抑止効果を及ぼすこととしております。

具体的には、過去十年以内に完全子会社が課徴金納付命令等を受けている場合、課徴金納付命令等を受けた違反対象事業を承継している場合も、繰り返し違反に対する割増し算定率を適用することにしております。他方で、今回、違反事業者の完全子会社が過去に納付命令を受けた場合に限定しております。

研究会では、企業グループ単位での繰り返し違反について三つ書かれているんですけども、一つ目は、昨今はグループ単位でのコンプライアンスが求められていること、二つ目には、諸外国では繰り返し違反に対する割増し算定率はグループ単位で適用されていること、三つ目に、課徴金減免

制度でも同一企業グループ内の複数の事業者による課徴金減免共同申請が認められていることなど

○岩渕友君 範囲を広げて、グループ全体への適用というのを今後も検討るべきだということを指摘をしておきたいと思います。

次に、宮腰大臣に確認なんですけれども、現行の課徴金制度の目的、これを確認します。

○国務大臣(宮腰光宣君) 独占禁止法における現行の課徴金制度の趣旨、目的は、違反行為に基づく不当利得相当額をベースとしつつ、不当利得相当額以上の金額を徴収する仕組みにより、行政上の措置として、違反行為を抑制するためには違反事業者に対する金銭的不利益を課すものであります。

○岩渕友君 今答弁の中に違反行為を抑制するためのものだという文言ありましたけれども、目的はこの違反行為の抑制だということです。

課徴金の基本算定率は原則一〇%となつていています。けれども、二〇〇四年から二〇一四年度の措置事例における不当利得の平均値は一三・五%と推計をされています。現行の課徴金制度では平均的な不当利得さえも徴収することができないといふことです。これでは違反やつてくださいと言わなばかりじゃないのかと、違反をした方が得だということになつてしまふんじやないかと思うんですね。

今日午前中の参考人質疑でも、早稲田大学の土田参考人から、この一〇%ということについてはもうちょっと上げてもよかつたんじゃないのかと

いう意見があつたり、消田連の浦郷参考人からも、一〇%ではなく十分ではないと、引き続き検討してほしいと、こういう意見もありました。

それで、資料の一を御覧いただきたいんです。これは日本とアメリカとそしてEUの課徴金、罰

金、制裁金の比較をグラフにしたものですね。これを見ていただければ分かるように、アメリカとEUと、そして日本との差がもう非常に大きくなつて、いるということが一目で分かると思うんです。

それで、宮腰大臣にお伺いするんですが、この制裁金の水準が諸外国と比較して余りにも低いんじゃないかと思うんですけれども、見解をお聞きします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 我が国で課された課徴金の額は、その総額、また一事業者当たりの平均額共にEUや米国に比べると低い水準となつております。

外国の競争法においては、違反行為者に対して制裁金や罰金等の措置がとられます。その額の算定に当たり、不当利得相当額にとらわれず、競争当局等が広範な裁量によって決定することが許容されております。このため、事業によつては高額になる場合があると承知をしております。

他方、先ほどもお答え申し上げましたけれども、我が国の課徴金制度は、違反行為に基づく不當利得相当額をベースとし、不当利得相当額以上の金額を徴収するものであるため、EUや米国とは算定方法が異なつております。

我が国の独占禁止法については、違反行為の実態に応じ、違反行為の抑止に必要な水準とする観点から見直しが行われてきております。今後もその必要に応じて見直しを検討していくこととなるというふうに考えております。

○岩瀬友君 実態を踏まえて検討していくことなることだと思うんですけども、衆議院の参考人質疑で、研究会のメンバーである泉水参考人から、消費者や社会に利益以上の損害を与えることがしばしばあるので、それらも含めて本人に負担させなければ十分抑止できないのではないかということとで、委員の中から一〇%を超えて引き上げるべきだという主張が出たと、こういう発言がありました。また、不当利得に拘泥してそれで抑止力を弱めているという面があるので、不当利得と切り離して、どのような措置が抑止力を高められるのか、高めるのかという観点で、今回見送られたものも含めて迅速に導入してほしいと、こういう意見も述べられています。

このように、課徴金制度の性格について、東京

高裁の二〇一二年十一月三十日の判決ではどう述べているのか、これ報告書でも紹介をされているので、その部分を読み上げてください。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

委員御指摘の東京高裁判決でございますが、これでは、独占禁止法の課徴金制度につきまして、「違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、飽くまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置」というふうに示しております。

次に、課徴金減免制度、リニエンシーに関わつてお聞きをします。

この制度は、カルテルや談合を行つていた事業者が違反行為を自主的に公正取引委員会に報告をしてきた場合に、その時期や順序に応じて本来課せられる課徴金を減免するというものです。

この課徴金減免制度が導入をされた趣旨、そして目的について、宮腰大臣に確認をします。

○国務大臣(宮腰光寛君) カルテル、入札談合は発覚しにくく、摘発が困難であるという特性があります。このため、平成十七年の改正で、現行の課徴金減免制度、リニエンシー制度を導入をいたしました。

その趣旨は、違反事実を自ら申し出た事業者に對して課徴金を減免することにより、事業者が違反行為から自発的に離脱しようとするインセンティブを付与し、違反行為の発覚、摘発を容易にすることで、事件の真相解明を効率的、効果的に行うというものであります。

たれども、実態解明機能、そして公正取引委員会の執行力を強化するための制度だということでこの制度がどのくらい適用をされているのかとお答えください。

○政府参考人(南部利之君) お答えいたします。

いうことで、二〇〇六年から二〇一七年までの法的措置の件数と、そのうち課徴金減免制度が適用された件数が何件あるのか、お答えください。

○政府参考人(南部利之君) お答えいたします。

課徴金減免制度が導入されました平成十八年一月以降平成二十九年度末までにおきましては、不当な取引制限に対する法的措置の件数が百六十二件、また、同期間におきまして課徴金減免制度が適用されたことが公表されている事件数が百二十九件となります。

○岩瀬友君 今、数字を聞いても分かるように、約八割で制度が適用をされているということになります。これは、事業者が自主的に自らの違反行為を申し出る機会として機能しているということを示しているのではないかと思います。違反行為の排除に貢献をしているということになります。

本法案で、事業者の実態解明への協力度合いに応じて減算率を付加する調査協力減算制度が導入をされることになります。現行では申請順位に応じた減免率となつていて、調査開始前であれば、申請順位一位は全額免除、二位は五〇%、三位から五位は三〇%で六位以下はなしと、固定された減免率といつになつています。これが協力減算制度では、一位の全額免除はそのままですけれども、二位は二〇%、三位から五位は一〇%、六位以下は五%という減免率をベースにして、違反行為の実態解明への事業者の協力度合いに応じて最大四〇%という幅のある減算率が加わるということになります。

○岩瀬友君 調査協力減算制度のガイドラインの策定に当たつてはパブリックコメントが行われるというふうに聞いていますけれども、このガイドラインの策定過程が公平であること、そして透明性が必要です。加えて、制度についても公表や検討を行つて、国民に明らかにするということが必要になつてきます。

本法案には、アメリカで協調的法執行と呼ばれる、規制対象となる企業の協力を得て法執行を進めるという手法、考え方が含まれています。独占禁止法の第二十八条では、「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職權を行ふ。」というふうに規定をされています。公正取引委員会が事業者の言いなりになるようなことがないよう

れ、申請の早さではなくて協力度合いが評価されるということは、実態解明機能を高める狙いがあるということです。

○政府特別補佐人(杉本和行君) お答えさせていただきます。

現行の課徴金減免制度は、法令が規定する一定の事項を報告しさえすれば、その内容にかかわらず一律に一定の減免率が得られることになつております。このため、減免申請したもの、必要最低限の報告しか行わず、非協力的な対応を取る事業者が少なからず発生するという問題が生じているわけでござります。

今回の改正におきましては、減免申請順位に応じた減算率に加えて、事業者の調査協力の度合いに応じた減算率を付与することにより、事業者の調査協力インセンティブが高まり、事業者と公正取引委員会の協力による効率的、効果的な真相解明、処理につながると考えております。

公正取引委員会としては、このよだな調査協力減算制度を活用しつつ真相解明を進め、カルテルや入札談合等の違反行為が行われた場合には引き続き厳正に対処してまいりたいと思っておりますので、こういった制度は私どもの効果的、効率的な事業解明につながると考えておるところでござります。

○岩瀬友君 調査協力減算制度のガイドラインの策定に当たつてはパブリックコメントが行われるというふうに聞いていますけれども、このガイドラインの策定過程が公平であること、そして透明性が必要です。加えて、制度についても公表や検討を行つて、国民に明らかにするということが必要になつてきます。

本法案には、アメリカで協調的法執行と呼ばれる、規制対象となる企業の協力を得て法執行を進めるという手法、考え方が含まれています。独占禁止法の第二十八条では、「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職權を行ふ。」というふうに規定をされています。公正取引委員会が事業者の言いなりになるようなことがないよう

に、なれ合いになるようないようにならなければならぬと、うふうに思ひます。

次に、秘匿特権について伺います。

本改正の施行と併せて運用で措置するというふうにしているのが、いわゆる弁護士・依頼者間の秘匿特権です。これは、協力の度合いに応じた減算率を付加したものを効果的に機能させるために認められるものです。

中小企業団体からはこの秘匿特権の拡大に慎重な検討を求める声が出ています。消費者団体の皆さんからも強い懸念が寄せられています。複数の事業者が行うカルテルや談合とは異なつて、事業者が単独で一方的に行うものにまで認められるということになれば、違反事実が明らかにならないんじやないかというような、そういう懸念が寄せられているわけですね。

そこで、確認をしたいんですけども、秘匿特権の対象は、カルテル、そして談合といった不当な取引制限に限定されるということです。○政府特別補佐人(杉本和行君) 独占禁止法で禁止しているカルテル等の不当な取引制限は、これは秘密裏に行われるものでありまして、物証に乏しく、違反行為を明確に示すようなものを得ることは困難でございます。

こうした不当な取引制限に固有の事情に鑑みまして、今回の法改正によりまして、公正取引委員会に対する事業者の調査協力インセンティブを高めるため、事業者の自主的な調査協力度合いに応じて課徴金の減算額が決定されるような、課徴金減免制度が見直されることとなりますれば、調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するという事業者のニーズがより高まると考えられます。二、三に對応しまして、お尋ねの制度は、このようなより機能させる等の観点から整備するものでござりますため、その対象を同制度の対象違反行為で

あるカルテル等の不当な取引制限の行政調査手続としているところでございます。

我が国ではいわゆる秘匿特権を認める明文上の規定はなく、このような中で、今般法改正に合わせて、独占禁止法上の固有の事情に鑑み、カルテル等の不正当な取引制限の行政調査手続に限定したものでございます。

○岩渕友君 衆議院の参考人質疑で、泉水参考人が、今後は公正取引委員会規則での運用により経験を蓄積し事例を積み重ねて、生じる課題を解決していくということになる、その蓄積の上において、独占禁止法上のいわゆる単独行為について、そしてさらには、我が国の司法制度全体における秘匿特権の制度設計の在り方や運用の在り方に於いて慎重に検証、評価して対応することにならぬかと懸念されることが多いことになります。

この秘匿特権が今までになかった、これまでになかつた制度だということで、今後の在り方として、拡大ありますことではなくて検証、総括されることが必要だと考えますが、どうでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) お尋ねの制度の対象範囲の拡大につきましては早急に検討するところとおりですが、この検討に当たっては、本制度の運用開始後の状況を踏まえまして、中小企業に不当に不利益を与えることにならないよう、また、他法令への影響を及ぼすことがないようになります。

資料の一を御覽いただきたいと思うんです。これは、日本経団連の歴代役員企業のカルテル、反行為類型に拡大した場合、例えば、特に中小企業が被害者であることが多い違反行為類型でござります。

仮に本制度の対象範囲を独占禁止法の全ての違反行為類型に拡大した場合、例えば、特に中小企業が被害者であることが多い違反行為類型でござりますが、優越的地位の濫用においては新たな課徴金減免制度のような調査協力インセンティブを高める制度が整備されていないため、従前と比較して被害を被っている中小企業の利益の迅速な確保され、これまで審査期間の長期化を招くことが想定され、ます。

これは、日本経団連の歴代役員企業のカルテル、そして談合事件及び課徴金等の一覧ということをまとめたものです。この、じゃ、歴代役員といふのは誰のことを言つているのかというと、会長、副会長、議長、副議長ということなんですかね、こういう一覧表です。経団連の役員企業によるカルテルや談合事件が後を絶たないと、いうことは、このことを言つています。

法案が成立した場合におきましても、公正取引委員会において、引き続き、事業者のコンプライアンス向上させ、自净能力を高めるべく、適切な対応を行ふものと承知をしております。

○岩渕友君 カルテルや談合をした事業者の防御権を強める必要があるのかと、抑止効果、事件の真相解明機能とのバランスで考えられる必要があると思います。秘匿特権はあくまで実態解明機能

止法固有の事情を離れて、対象範囲を独占禁止法の他の違反行為類型に拡大したり犯則調査手続にも拡大した場合には、本制度は一般的、普遍的なものとして位置付けられることとなります。しかし、その場合には、我が国ではいわゆる弁護士・依頼者間の秘匿特権を認める明文上の規定はないことがあります。

このように、本制度の対象の拡大を検討するに当たりましては、以上のようないわゆる懸念を踏まえつつ、運用開始後の状況を慎重に検証、評価して対応することが必要になると考えております。

○岩渕友君 十分留意する必要がある、検証が必要だということでしたけれども、拡大ありますことには反対だという意見がありました。こういう意見があつてはならないし、検証、総括が必要です。

消団連が三月十二日に出してある独占禁止法改正を求める意見、今日の午前中の参考人質疑でも資料として配られていましたけれども、あの中でも、消費者関連法の執行は現状でも不十分であり、秘匿特権的な制度が拡大することで消費者利益が損なわれることにつながるおそれも十分想定されることから、秘匿特権的な制度が拡大することには反対だという意見がありました。こういう意見をよく聞いていただきたいと、うふうに思います。

また、公正取引委員会は、事業者におけるコンプライアンスの状況について数次にわたる実態調査を行つて、コンプライアンスの実効性を高めるための方策を提言をいたしております。また、独占禁止法上の指針など種々のガイドラインの整備により独占禁止法上の考え方を明確にするなど、従来からコンプライアンスに関する事業者の取組の支援、倡導活動に積極的に取り組んできている

秘匿特権といふんですけれども、そもそもはカルテルや談合をしなければいいじゃないかということです。経済団体や企業が自净能力を發揮するのが当然だと思つんすけれども、宮腰大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(宮腰光宣君) 独占禁止法は、公正かつ自由な競争の促進を通じて国民経済の民主的で健全な発達及び消費者の利益の確保を目的とする法律であり、これに違反する行為は許されないものであると考えます。そのため、事業者は、公正かつ自由な競争を阻害する行為、なかなか、独占禁止法違反行為に対する自净能力を發揮すべきであると考えます。

今般の改正は、事業者の公正取引委員会による調査に協力するインセンティブを高めることによりまして、事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、協力して独占禁止法違反行為を排除することを後押しするものであります。そのため、今般の改正は、事業者のコンプライアンス体制の整備を促し、自净能力を高めることに資するものと考えております。

また、公正取引委員会は、事業者におけるコンプライアンスの状況について数次にわたる実態調査を行つて、コンプライアンスの実効性を高めるための方策を提言をいたしております。また、独占禁止法上の指針など種々のガイドラインの整備により独占禁止法上の考え方を明確にするなど、従来からコンプライアンスに関する事業者の取組の支援、倡導活動に積極的に取り組んできている

を損なわない観点から考えられるべきものだということです。

最後に、G A F Aと呼ばれる巨大デジタルプラットフォーマーに関わってお聞きをします。

資料の三を御覧ください。これは、G A F Aへの競争法当局による主な規制の動きです。

この一番上のグーグルのところを見ていただければ、二〇一七年の六月に欧州委員会はグーグルに対して、買物検索で自社サービスを優遇したということで二十四・二億ユーロ、これは日本円にすると約二千九百億円ということだそうですが、制裁金を支払うように命令をしました。

それで、資料の一をちょっともう一度見ていただけたといんすけれども、資料一に示したグラフの二〇一七年度のところのEUの制裁金のところにグーグルとあるすけれども、この中にその二十四・二億ユーロが含まれています。このグラフを見ていただければ分かるように、かなりの部分を占めているということになります。

グーグル、これだけではなくて、二〇一八年七月には、その下にあるように、スマホメーカーに対してもアンドロイドOSと自社検索アプリやブラウザアプリの違法な抱き合せを要求して、市場支配的地位を濫用したとして四十三・四億ユーロの制裁金の支払命令を受けています。さらに、二〇一九年の三月には、市場支配的地位を濫用して、競合他社が第三社のウェブサイトに検索連動型広告を掲載することを妨げたとして十四・九億ユーロの制裁金の支払命令を受けるということになっています。

こうしたグーグルの中身を受けて、五月の日本経済新聞で京都大学の川浜昇教授が、これらは支配的地位をこれ隣接市場での競争を制限し、排他契約や抱き合せを通じて参入などを阻止する行為であり、市場支配的地位の濫用の排除型に属すると、日本の独占禁止法上も規制されているというふうに述べています。

そこで、杉本委員長にお聞きするんですけれども、この紹介をしたようなグーグルの例というの

は日本でも同じことが起きているんじゃないかと思うんですけども、EUでは制裁金を科していることです。

最後に、日本ではどうしてできないのでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) お尋ねございまして、公正取引委員会では、アマゾンが取引先との契約で価格等の同等性条件を定めていた件や、アップルが大手携帯電話会社との取引で端末購入補助等につき事業活動を制限した件などについて、積極的に調査を行つてきたところでございます。

これらの事案では、審査の過程におきまして、調査の対象である事業者から契約の一部を改定する等の申出がございました。公正取引委員会は、その内容を検討いたしまして、独占禁止法に違反する疑いが解消されることを確認しており、ま

た、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要については公表しているところです。

現在もプラットフォーム企業の実態調査をやっているところでございまして、今後とも、デジタルプラットフォーマー等デジタル関連分野に

おいて独占禁止法に違反する行為があつた場合には、これに対しては厳正に対処してまいりたいと姿勢は崩しておらないところでございます。

○岩瀬友君 三月三十日付けの週刊ダイヤモンドであるとか六月六日付けの読売新聞で、杉本委員長がインタビューに答えていらっしゃいます。こ

のことに基づいたやり取りがおどとい質疑の中でもあつて、委員長、答弁されているんですけども、個人情報は重要な財だと。プラットフォーマーと個人の間にも取引が生じるということで、

これまで企業間取引にのみ適用されてきた優越的地位の濫用をプラットフォーマーと個人の関係でも活用していく方針だというようなことがあったんですね。

午前中の参考人質疑で土田参考人がこれは非常に画期的なことだというふうに述べておられたん

ですけれども、こういう見解を持っているというふうに思ってます。

○政府特別補佐人(杉本和行君) これまで優越的地位の濫用規制というのは事業者間取引にのみ適用されておりまして、事業者と消費者との取引について適用された例はございません。しかし、公正取引委員会としては、デジタルプラット

フォーマーと消費者との取引に対して優越的地位の濫用の規制を適用することは、独占禁止法を執行していく上で排除されないと考えているところ

でございます。

デジタルプラットフォーマーがサービスをたとえ無料で提供している場合であっても、消費者はデジタルプラットフォーマーに対して情報を反対給付していると言えるわけございまして、こうした情報は投入財として位置付けられ、サービスの対価として見られるものでございます。

デジタルプラットフォーマーは、こうした情報を投入財として活用しましてターゲット広告を打つ等のビジネスモデルを構築しているところでござります。

したがいまして、デジタルプラットフォーマーと消費者は取引をしていると認めることが可能であると考えているところでございます。

その上で、適用に当たりましては、デジタルプラットフォーマーの取引上の地位が消費者に優越していると言えるかどうか、デジタルプラット

フォーマーが消費者に対して不适当に不利益を与えるかどうか、デジタルプラット

フォーマーの行為が競争に悪影響を与えているとおそれがあると言えるかどうかといふ点について、個別のケースに応じて判断していく必要がある

ことになります。

また、これらの行為は不公平な取引方法といふことです。

ことではございませんが、行為者の市場における地位によつては私的独占となる場合もあると考えております。

公正取引委員会といたしましては、今後とも、

事案ごとの特性を踏まえまして、独占禁止法違反行為に対しても厳正に対処してまいりたいと考えています。

○岩瀬友君 今の答弁にあつたとおり、いろんな可能性があるということだと思います。もちろん

ケースに応じてことだと思いますけれども

○岩瀬友君 今、優越的地位の濫用についていろいろ聞いたし答弁いたんだすけれども、これだけではなくて、先ほど紹介をしたグーグルの事例のように、市場全体に影響を及ぼしているところのようですね。

ただ、ほかも不公平な取引方法だと抱き合われ、条件付取引とかいろんなものに当たるということが考えられると思うんですけども、委員長、見解をちょっとお聞かせください。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 独占禁止法の適用に当たりましては、行為者の市場における地位や行為の態様など、認定された事実に基づき適切な規定を適用することになります。デジタルプラットフォーマーの行為に適用される規定は、したがいまして優越的地位の濫用に限定されるものでございます。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 独占禁止法の適用に当たりましては、行為者の市場における地位や行為の態様など、認定された事実に基づき適切な規定を適用することになります。デジタルプラットフォーマーの行為に適用される規定は、したがいまして優越的地位の濫用に限定されるものでございます。

○岩瀬友君 今、優越的地位の濫用についていろいろ聞いたし答弁いたんだすけれども、これだけではなくて、先ほど紹介をしたグーグルの事例のように、市場全体に影響を及ぼしているところのようですね。

ただ、ほかも不公平な取引方法だと抱き合われ、条件付取引とかいろんなものに当たるということが考えられると思うんですけども、委員長、見解をちょっとお聞かせください。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 独占禁止法の適用に当たりましては、行為者の市場における地位や行為の態様など、認定された事実に基づき適切な規定を適用することになります。デジタルプラットフォーマーの行為に適用される規定は、したがいまして優越的地位の濫用に限定されるものでございます。

○岩瀬友君 今、優越的地位の濫用についていろいろ聞いたし答弁いたんだすけれども、これだけではなくて、先ほど紹介をしたグーグルの事例のように、市場全体に影響を及ぼしているところのようですね。

も、いろんな可能性があるということだと思います。

最後に、EUでは、昨年五月に施行された一般データ保護規則で、忘れられる権利であるとかデータポータビリティーが盛り込まれるということになりました。

個人情報を守る制度があつてこそ、デジタル市場の健全な発展につながると考えます。このことを述べて、質問を終わりたいと思います。

○委員長(浜野喜史君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

令和元年六月二十八日印刷

令和元年七月一日發行

參議院事務局

印刷者

國立印刷局

P